

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【事業年度】 第23期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社ジーネクスト

【英訳名】 G-NEXT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 三ヶ尻 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目8番9号

【電話番号】 03 - 5962 - 5170(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員セールスグループ長 村田 実

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目8番9号

【電話番号】 03 - 5962 - 5170(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員セールスグループ長 村田 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	531,252	872,860	495,150		
経常利益又は経常損失 () (千円)	183,480	185,254	388,561		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	184,433	181,930	421,744		
包括利益 (千円)	184,731	181,260	421,967		
純資産額 (千円)	96,449	747,402	441,517		
総資産額 (千円)	242,871	1,232,467	808,914		
1株当たり純資産額 (円)	30.09	182.96	105.59		
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	63.49	53.26	101.24		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		52.69			
自己資本比率 (%)	39.9	60.6	54.6		
自己資本利益率 (%)		56.0			
株価収益率 (倍)		42.0			
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	119,604	151,263	460,583		
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,210	1,676	55,572		
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	233,095	701,362	64,923		
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	125,657	974,381	523,844		
従業員数 (名)	39	41	48		

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第19期の当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 2021年3月25日付けをもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第20期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第19期及び第21期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 第19期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、記載しておりません。また、第21期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 当社は2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
8. 第22期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第22期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の

推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	526,203	863,455	493,542	647,183	610,779
経常利益又は経常損失 (千円)	180,622	186,547	387,351	242,434	150,559
当期純利益又は当期純損失 (千円)	181,788	182,638	423,108	296,351	149,863
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	263,550	594,167	647,844	652,414	652,614
発行済株式総数 (株)	64,445	4,082,200	4,179,650	4,212,883	4,214,616
純資産額 (千円)	96,134	747,737	440,711	153,500	4,036
総資産額 (千円)	238,266	1,226,713	800,066	558,198	424,449
1株当たり純資産額 (円)	29.83	183.17	105.44	36.44	0.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	62.27	53.47	101.56	70.76	35.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		52.90			
自己資本比率 (%)	40.3	61.0	55.1	27.5	1.0
自己資本利益率 (%)		56.1			
株価収益率 (倍)		41.9			
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				54,299	57,994
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				19,219	1,174
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				31,352	36,200
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)				411,302	318,282
従業員数 (名)	23	28	37	31	24
株主総利回り (%)			23.1	16.0	15.0
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	()	()	(65.7)	(62.0)	(62.0)
最高株価 (円)		3,145	2,485	662	409
最低株価 (円)		2,110	330	302	289

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 2021年3月25日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第20期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定をしております。

4. 第19期、第21期、第22期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第19期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第21期、第22期、第23期の株価収益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 当社は2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
9. 2021年3月25日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、第19期及び第20期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。また、株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」へ変更しております。
10. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社株式は2021年3月25日付で同取引所に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 第21期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第21期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
12. 第22期及び第23期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、顧客対応窓口向けシステムの開発及び販売を目的として、現在の株式会社ジーネクストの前身である有限会社ジーネクストを設立いたしました。

その後、お客さま相談室向け専門サービス「CRMotion」の開発・販売事業を中心に、顧客対応に関するクラウドサービス「Bizサービス」の開発・販売、ミャンマーにてIT関連のオフショア開発等を手がけ、「顧客対応窓口の業務システム」に特化した事業を展開するグループへと成長してまいりました。直近で既存のサービスを進化させた、顧客対応に特化したプラットフォーム「Discoveriez」を主力として展開しております。

当社の考えるプラットフォームとは、複数のインフラをシームレスにつなげ、サービスを提供しやすくするための共通基盤を指します。「Discoveriez」は企業側の設定でマスタ情報の作成、検索、表示可能な機能が利用可能であり、また電話交換機やメール、API（ 1 ）の提供など他のサービスやデータベースとの連携が可能であることから、顧客対応に利用可能な基盤としてのプラットフォームであると考えております。

有限会社設立後の企業集団に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
2001年7月	コンピュータシステムの設計及び維持管理、導入保守に関する運用管理、データベースの設計、企画、開発及び提携業務並びにデータベース構築のコンサルティング、ソフトウェアの開発及び販売を目的に東京都新宿区神楽坂三丁目4番1号に有限会社ジーネクストを設立(資本金 3,000千円)
2003年4月	お客さま相談室専門サービス「CRMotion」を提供開始
2005年4月	有限会社ジーネクストから株式会社ジーネクストに商号変更
2008年11月	ソフトウェアの開発を目的にベトナム社会主義共和国ハノイ市に子会社VNEXT Joint Stock Company (現VNEXT Software Joint Stock Company)を設立(資本金 1,000,000,000VND)
2012年4月	本店所在地を東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号へ移転
2014年5月	ソフトウェアの開発を目的にミャンマー連邦共和国ヤンゴン市に連結子会社G-NEXT Company Limited(株式会社ジーネクスト ミャンマー)を設立(資本金 25,300USD)
2018年3月	子会社VNEXT Joint Stock Companyの全株式を売却
2018年10月	顧客対応業務向けサービスとして、ナレッジのサービス「QA Doc」を提供開始 顧客対応業務向けサービスとして、音声認識のサービス「BizVoice」を提供開始
2019年4月	顧客対応業務向けサービスとして、顧客管理サービス「BizCRM」を提供開始 顧客対応業務向けサービスとして、メール返信文自動サジェストサービス「BizMail」を提供開始
2019年11月	「CRMotion」、「BizCRM」、「QA Doc」、「BizVoice」、及び「BizMail」を統合して顧客対応DXプラットフォーム「Discoveriez」にリニューアル
2021年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2021年11月	株主優待を一元管理するスマホアプリ「優待WALLET」をローンチ
2022年4月	子会社G-NEXT Company Limitedの全株式を売却
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2023年3月	本店所在地を東京都千代田区平河町二丁目8番9号へ移転

(1) API

Application Programming Interfaceの略。ソフトウェアからOS(オペレーティングシステム)の機能を利用するための仕様またはインターフェースの総称で、アプリケーションの開発を容易にするためのソフトウェア資源のこと。

3 【事業の内容】

当社は、「ビジネス現場に革命的な「楽」をつくる」というミッションのもと、アナログ・煩雑な顧客対応のDX化(1)を促進するサービスを展開しており、企業の顧客体験の一貫性をご支援しております。経営・従業員・取引先等、企業をとりまく各ステークホルダーに対して適切な人に適切なタイミングで情報を共有・利活用できる仕組みを構築し、経営改善にアプローチするステークホルダーリレーションシップマネジメント(SRM)(2)を提供しており、現場と経営が同時にイノベーションを起こすプラットフォームを構築・提供するリーディングカンパニーを目指しております。

総人口が減少する中、2070年には高齢化率(総人口に占める65歳以上の老年人口の比率)が約4割まで上昇する一方で、生産年齢人口(15~64歳)は現在と比べて約4割の減少が見込まれるような予測を踏まえ(3)、ビジネス現場に「楽」と「楽しさ」をもたらすことは将来に備えるべき、極めて重要な課題であると捉えております。当社は、創業以来、顧客対応はもちろん、それを越えたSRMを通じて、改めて社内外のビジネス現場のコミュニケーション「情報」の分断を解決することで、無駄な作業を減らし、人だけができることを増やしていく、それを持続可能なように楽しく、ビジネス現場を変えていく事がこれからの日本に必要なものであると考えております。当社では、顧客対応窓口をはじめとした、企業が取り巻くステークホルダーのDXを支援するステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を自社開発・提供しており、ビジネス現場で発生する「情報の分断」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、それぞれに必要な情報が集約され、その情報をもとに社内外のやり取りを最適化してまいりました。その中で、「業務が楽になった」「見えなかった情報が見えるようになったことで仕事が楽しくなった」などの喜びの声を多数いただいております。

「Discoveriez」は、企業内に多く存在する部門ごとのバラバラな情報、属人化した業務、散在する顧客接点情報、個別で使われているシステム内の情報の一元管理ができ、さらに、その情報を適切な状態で各部門・取引先・顧客など様々なステークホルダーに最適な情報伝達・共有ができるプラットフォームとなっております。使いやすいUI/UX(4)、利用シーンに合わせた機能(パーツ)をノーコード・ローコードで組み合わせ、短期間導入を実現しており、業務効率化をはじめ、顧客体験の改善、売上UP、収益化を促進するような活用効果も見込めます。「Discoveriez」は、主にクラウド形式で提供しており、様々な規模・業種の企業で活用することができます。

当社は、2023年4月から課題解決の範囲拡大とパートナーとのコラボレーションの掛け合わせにより、企業のIT戦略における上流から下流工程までを一気通貫で行う課題解決プログラム「SRM Design Lab」(5)を開始しており、自社プロダクトである「Discoveriez」に加え、パートナーとの複数領域での共創により、クライアントへの本質的な課題解決を実行支援しております。「SRM Design Lab」のプログラムイメージは下記のとおりです。

- ・伴走支援サービス

クライアント様のビジネス課題の解決に向けた最適なパートナー企業を紹介し、その後の案件管理からデータ利活用の提案まで一気通貫で支援

- ・各業種・業界との対話

- ・Discoveriezの機能開発・改善、パートナーとのコラボレーション

顧客対応の課題や生活者の声の収集に関する情報発信・共有の場の創出

生成AIに関連する取り組み状況としては、生成AIを活用した業務効率化支援、Discoveriezのオプション機能として提供するための効果検証(PoC)を既存顧客様を中心に開始しており、ビジネスの現場に「Discoveriez AI」による革命的な「楽」を提供しております。当社では「Discoveriez AI」を利用してオペレーターの迅速な回答、対応時間の短縮および顧客データの正確な管理を実現しております。

「Discoveriez」では、電話・メール・チャット・店舗などさまざまなチャネルから取得した顧客対応情報を一括管理することができますので、部門・企業間を横断するシームレスな情報共有を実現するだけでなく、お客さまの「声」を商品開発や業務効率化に活かせる機能が充実しております。

(「Discoveriez」の主な特徴)

(1) 電話・メール・チャットなどさまざまなチャネルの顧客対応情報を集約し、VOC(6)の一元化を実現

「Discoveriez」では、さまざまなチャネルから取得した個別の顧客対応情報をプラットフォーム上で一括管理することができますので、アナログではできなかった迅速かつ組織横断的な情報共有をすることで、対応の抜け漏れを防ぎ、フローの最適化を図ります。問い合わせやクレームは、ビジネスにおける「気づき」の宝庫となっており、お客さまの「声」を可視化、ナレッジ化することで経営課題を発見し、商品・サービスの改善や顧客満足度の向上に活かすことができます。また、本社・店舗間だけでなく、取引先OEM(7)企業と「Discoveriez」上で情報共有・品質管理の柱として利用している事例もあります。

(2) 自動で商品・サービスの異常を検知しアラートを発動、充実のリスクマネジメント機能とセキュアな環境

「Discoveriez」では、全ての顧客対応履歴から危険性の高いワードを自動で検出し、管理者や関係者にアラートを発動するリスクアラート機能があります。素早い情報共有により商品やサービスの重大リスクを見える化し、トラブルの拡大を防ぐことができます。また、顧客情報や過去の対応履歴も簡単に検索することや、閲覧権限などの設定を細かくコントロールできるため、あらかじめ個人情報部分をマスキングして他部門に共有することが可能です。シングルサインオン(8)にも対応しており、ひとつのアカウントでセキュリティレベルの高いサービスを利用することができます。

(3) 専門知識ゼロでも直感的に使いやすく、自由にカスタマイズ可能な画面

「Discoveriez」は、シンプルで直感的に操作できるレイアウトで、専門知識なしでも簡単に入力・共有が可能となっているので、画面遷移やクリック数も少なく、ストレスフリーで使うことができます。また、それぞれの企業様に合わせた自社オリジナルの入力画面をプログラミングなしで自由に設定できます。

(「Discoveriez」の主な機能)

(1) 受付情報登録

登録した案件は、部署・ユーザー・権限などに応じてカスタマイズしてグルーピングが可能となっております。また、ToDoリスト、Myタスク機能などの対応内容のタスク管理も可能であり、条件検索・AND/OR検索・フリーワード検索など登録案件の検索機能も充実しております。

(2) お客さま情報登録

複数の住所・電話番号・メールアドレスの登録が可能であり、案件との紐づき、対応履歴の確認ができます。また、顧客情報は権限ごとに表示/非表示の設定が可能であり、個人情報保護機能が標準装備されております。

(3) メール機能

お客さまからのメール内容を自動分割・入力して案件として登録が可能となっており、画面から直接お客さまへの返信も可能、例文管理や送信承認機能も標準装備されております。また、社内対応依頼も案件情報からワンクリックでメール作成することができ、ご使用のメールシステムにも対応可能です。

(4) リスク検知

案件作成時に同様の内容に一致する複数案件が発生した場合に件数を表示し、登録情報の詳細を閲覧することができます。また、リスクセンサー機能により、対応スキルに関わらず、数値に基づく判断が可能となっております。

(5) 帳票出力

案件情報に入力された情報を活用し、複数の帳票をWordやExcel形式で出力する事や、ファイル出力後も編集できるため、運用に合わせた報告書作成ができます。また、帳票テンプレートは既存の報告書のレイアウトを活用することもできます。

(6) CSV出力

登録した案件は、出力項目を選択してCSVファイルとしてダウンロードすることができるので、選択データの二次加工が便利です。

(7) 集計分析機能

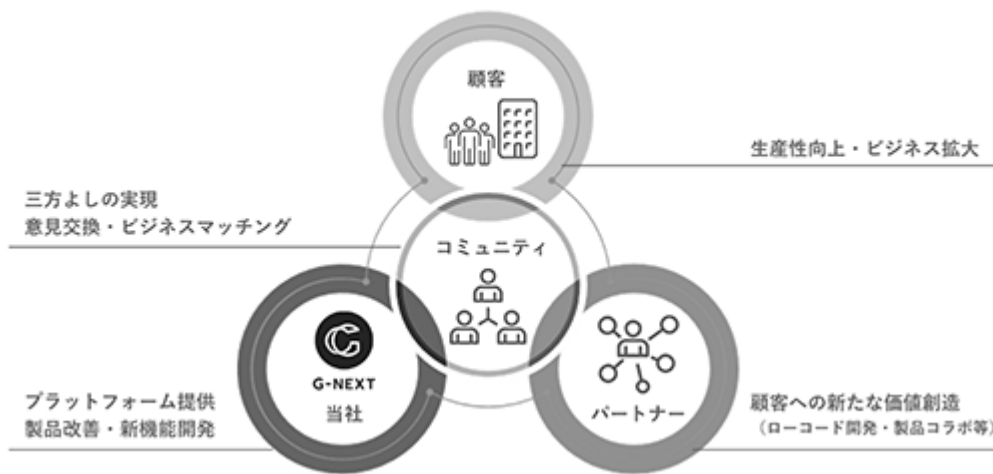
ドラックアンドドロップで簡単にクロス集計することが可能で、頻度の高い集計方法は保存し、次回以降は簡単集計することができます。また、クロス集計した結果はExcelやCSVの形式で出力できます。

その他、商品等・自社データベース連携、FAQ（ナレッジ）、スマートフォン対応、販売店検索機能、CTI連携(9)音声認識などのオプション機能も充実しております。

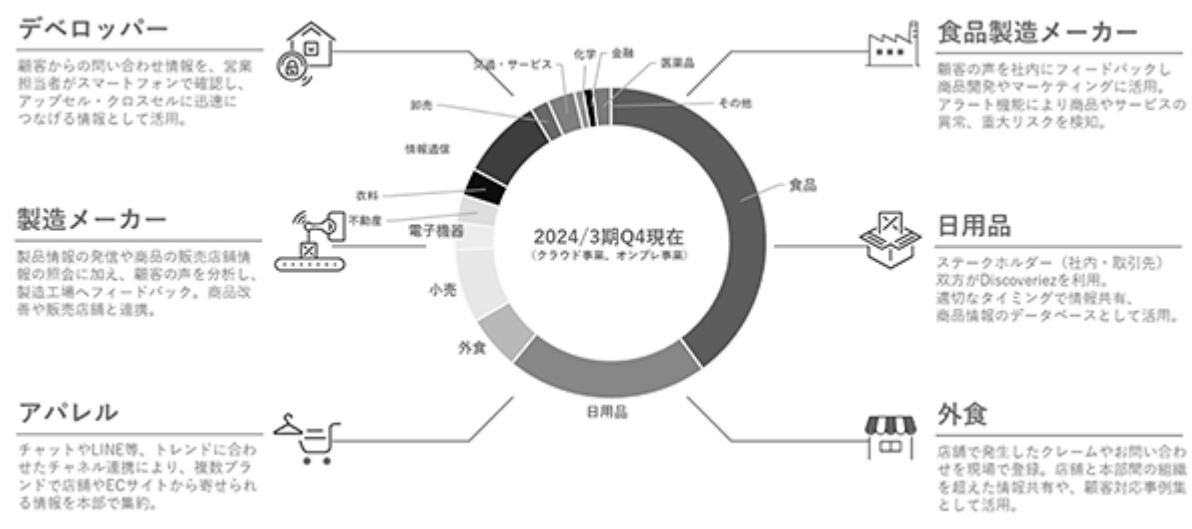
(「Discoveriez」サービスイメージ)

日本のITにおける「情報の分断」をなくし、ビジネス現場がより「楽」になることで企業が新たな競争力を勝ち得る支援をしております。

当社が目指す「SRM (Stakeholders Relationship Management)」の概念図

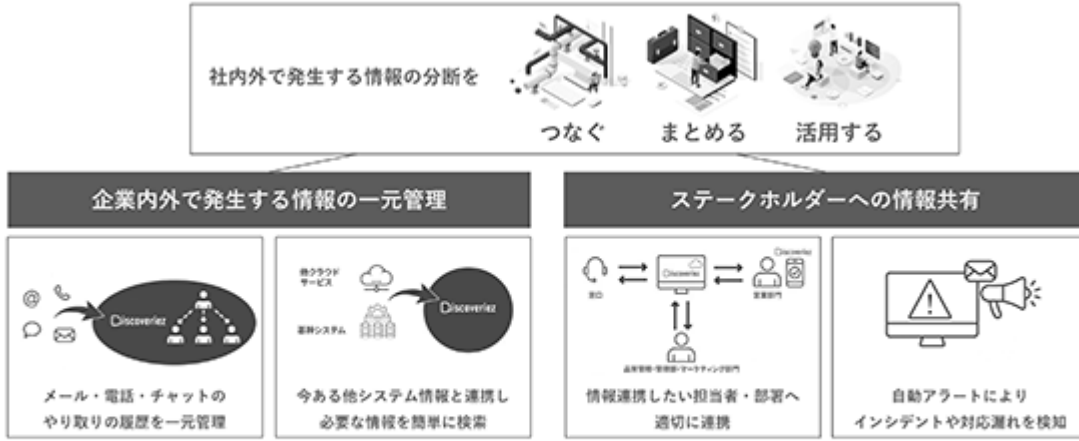


(「Discoveriez」事業領域)



(「Discoveriez」の活用効果)

ビジネスで発生する「情報の分断」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、様々なステークホルダーの課題解決を支援するクラウドサービス

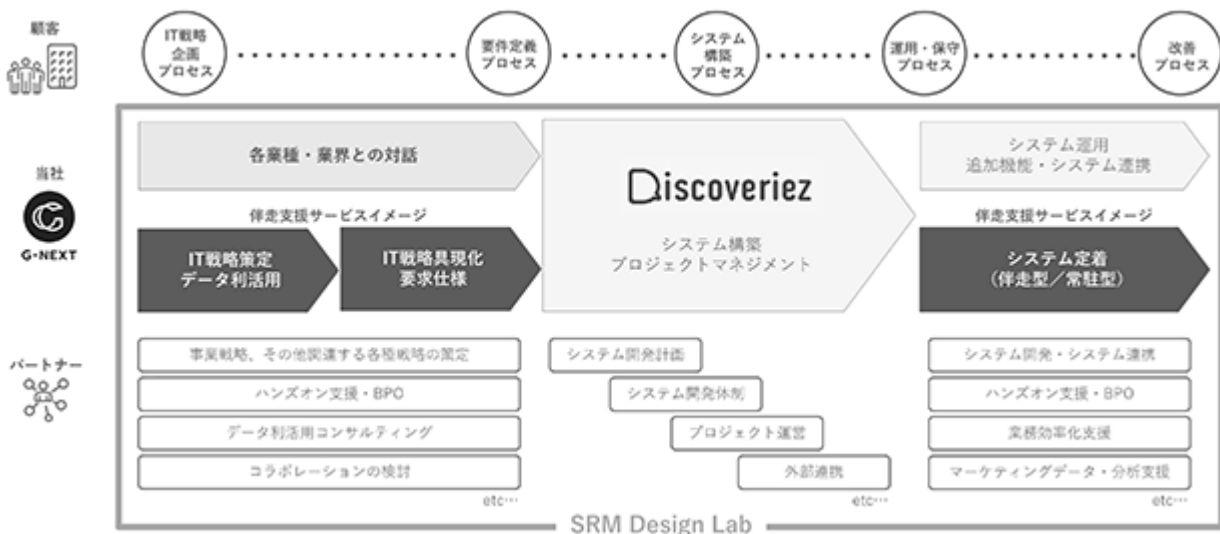


使いやすいUI/UX、利用シーンに合わせた機能（パーツ）をノーコード・ローコードで組み合わせ、短期間導入を実現
業務効率化をはじめ、顧客体験の改善、売上UP、収益化を促進

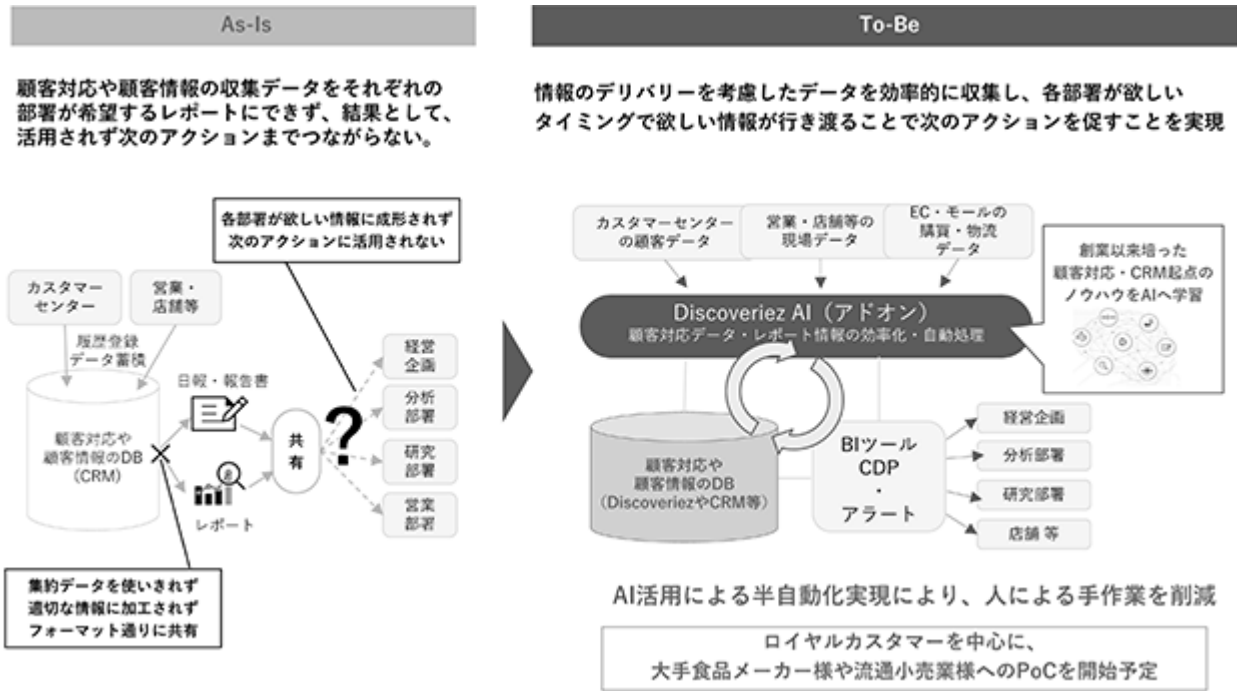
(事例)

<p>Retail</p> <p>株式会社オートバックスセブン 様</p> <p>利用範囲 各種予約窓口等のシステムを統合・全店舗で利用</p> <p>導入前の課題 各種予約窓口・店舗がバラバラに情報管理（顧客対応履歴）しており、顧客対応に時間を要していた</p> <p>効果 お客様相談センターおよび予約受付センターの各窓口横断的な連携の迅速化</p> <p>今後の取組 記録内容をもとにしたさらなる各種の運営改善 データ活用による営業・マーケティング手法の改善</p>	<p>Manufacturer</p> <p>サントリーホールディングス株式会社様 サントリーシステムテクノロジー株式会社 様</p> <p>利用範囲 お客様センター、営業、マーケティング、サービス部門等、顧客接点部門が全社的に利用</p> <p>導入前の課題 システム維持費が高く、非効率。新機能開発適用にコストと時間を要す</p> <p>効果 顧客対応システムとして導入、サステナブルな機能更新、情報共有の効率化</p> <p>今後の取組 さらなる顧客対応/VOC活用における全社CRM基盤活用、マルチチャネル連携</p>
<p>Contact Center</p> <p>株式会社サンベンド様 サントリーシステムテクノロジー株式会社 様</p> <p>利用範囲 自販機、ディスペンサー等のコールセンター業務</p> <p>導入前の課題 マルチチャネルへの対応、オンプレミスシステムの運用負荷増、システム・実務の最適化</p> <p>効果 BIPROGY株式会社を通じて導入支援 顧客管理を完全クラウド化（2拠点システムの統合） コールセンター業務のノウハウを生かした安定運用</p> <p>今後の取組 さらなるCS向上（チャットボット・AIアシスタントとの連携、情報集約活用による顧客体験の改善）・業務効率の向上</p>	<p>Manufacturer</p> <p>ヤマモリ株式会社 様</p> <p>利用範囲 法人営業・マーケティング・販売戦略、生産戦略部門</p> <p>導入前の課題 商談履歴の可視化、営業の行動管理等が属人的かつバラバラであり、売上予測の精度に懸念</p> <p>効果 営業における顧客との商談情報および日報等、対応情報を一元化</p> <p>今後の取組 全社における営業・マーケティング活動のDX化、BI化を強力に推進、営業活動における収益最大化施策を実施</p>

(ビジネスモデル～競合環境～)



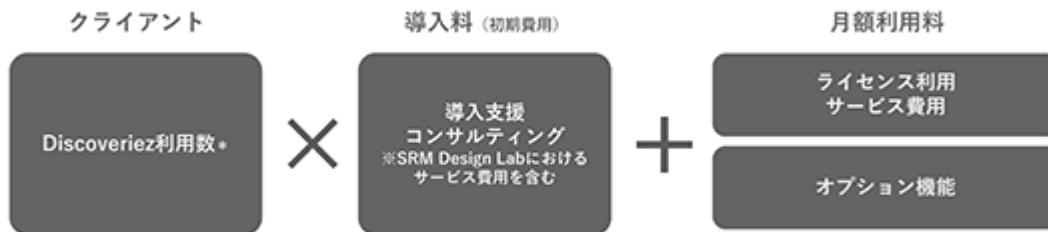
(Discoveriez AI)



(ビジネスモデル～サービス価格体系)

初期費用の導入支援と月額ライセンス料のシンプルな価格体系

オプション機能は利用中でも契約可能なため、導入ハードルが低い点も特徴



なお、当社の事業セグメントは、「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」の単一セグメントではありますが、クラウド事業、オンプレ事業の2つのサービスに区分できます。

クラウド事業

「Discoveriez」をクラウド型で提供しております。運用に際して、これまでの豊富な実績から得た知見を活かした業界ごとのテンプレートを用意しているため、迅速な運用開始を支援します。当社では業界知や蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスを発見・予測する技術を開発しており、セルフカスタマイズが可能な基本機能に加えて、AIを使った独自のサービスなど用途に応じたオプション機能を多数用意しております。また、当社の開発力を活かし、顧客ニーズを素早く「Discoveriez」の機能としてフィードバックすることで、顧客満足度を高める取り組みを行っております。

料金体系は導入料+ライセンス利用料となっております。

オンプレ事業

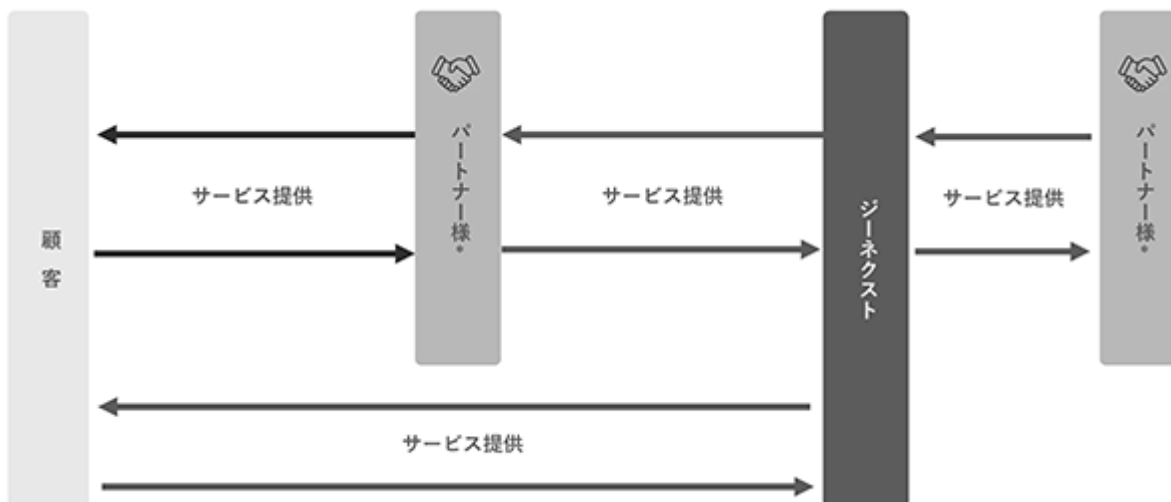
「Discoveriez」をオンプレミス型で提供しております。ユーザー企業のBCP対策及び情報資産管理の観点から、自社サーバーで構築・運用を求められた際に、ワンストップで提供いたします。加えて、各ユーザー企業の業務フローに合わせた機能をカスタマイズで構築します。

料金体系は導入料+メンテナンス・保守費用となっております。

(ビジネスモデル～サービス提供体系)

パートナー様経由でのサービス提供を基本とした提供体系に変更

パートナー様と顧客課題の解決支援を行うことでバリューアップを目指す



- (1) DX
Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略語であり、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。
- (2) SRM
Stakeholders Relationship Managementの略で、多様なステークホルダーの声の循環を通じ、各々の関係性を可視化することで、収益拡大のための最適な改善手法を見つけ、企業価値向上の実現を目指す、新たな経営戦略・手法のこと。
- (3) 出典：内閣府(2023)「令和5年版高齢社会白書」
- (4) UI/UX
UIとは、User Interfaceの略語であり、ユーザーがPCでやり取りをする際の入力や表示方法などの仕組みのこと。UXとは、User Experienceの略語であり、サービスなどによって得られるユーザー体験のこと。
- (5) SRM Design Lab
当社HPで2023年4月3日リリースの「ジーネクスト、ステークホルダーと顧客価値共創を目指す取り組み「SRM Design Lab」を開設」より抜粋
- (6) VOC
Voice of the Customerの略語であり、指摘・要望・お褒め等の顧客の声のこと。
- (7) OEM
Original Equipment Manufacturing(Manufacturer)の略語であり、他社ブランドの製品を製造すること
- (8) シングルサインオン
一度のユーザー認証によって複数のシステム(業務アプリケーションやクラウドサービスなど)の利用が可能となる仕組みのこと。
- (9) CTI
CTIとはComputer Telephony Integrationの略語であり、電話やFAXをコンピュータシステムの一部として統合、連携させたシステムの総称であり、多くのコールセンターで利用されている。「Discoveriez」では本システムと連携することで、電話番号を表示させたり、音声を録音することなどが可能となる。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24	40.1	2.5	6,622

- (注) 1. 臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。
4. 従業員数が前事業年度末に比べ、7名減少しましたのは、自己都合退職に対する採用を抑制したためであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。本項目を含む、本書における当社に関連する見通し、計画、目標等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報に基づき本書提出日時点における予測等を基礎としてなされたものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社は、「ビジネス現場に革命的な「楽」をつくる」というミッションのもと、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を通じて、「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことを社会に提案しており、その中で「業務が楽になった」「見えなかった情報が見えるようになったことで仕事が楽しくなった」などの喜びの声を多数いただいております。改めて、お客さまの声を社内外で活用される世界を作り、さらには、当社が提唱するSRM（1）を実現するために、現場をより良く変えていく仕組み作りを具体化してまいります。

(2) 経営戦略等

「ビジネス現場に革命的な「楽」をつくる」というミッション実現のため、当社はステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」をオンライン・オフライン問わず顧客対応が必要な様々な企業に提供することを推進してまいります。また、企業に提供する事で生まれるノウハウをフィードバックすることでプラットフォームの機能を強化し、高い顧客満足度と新規営業への貢献など、顧客基盤を固めていくと共に、競争力があるプラットフォーム開発を目指すことで、販売や事業提携等の戦略的パートナーシップの構築にも力を入れてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標としてストック売上高、月次解約率（チャーンレート）を特に重視しております。

新規事業の促進や新規・既存顧客営業の強化、追加オプション機能（スマートフォン対応、CTI連携/音声認識、店舗検索機能等）をはじめとしたアップセル・クロスセルサービスの開発、導入等の施策を推進すると共に、適正な人員規模・人材配置による事業運営に努めてまいります。

(4) 経営環境

顧客対応業務は、テクノロジーやコミュニケーションチャネルの発達とともに高度化しており、人が中心となる顧客対応フェーズを起点に、人・システム・テクノロジーの連携により業務効率化を実現した顧客対応フェーズ、近年では、自律型AIによる完全自己解決を目指す顧客対応フェーズが登場するなど、その種類はますます多様化しております。それに伴い、顧客対応における企業課題も複雑化・多様化しつつあります。

また、BtoB企業、BtoC企業を問わず、企業におけるステークホルダーが「一対多対多」の関係で構成されていることが多い日本では、社内外の組織において、顧客対応に関する情報連携が様々なシーンで求められるため、複雑な業務フローを組まざるを得ない状況が課題であると言えます。このような中で、当社では、企業課題の継続的解決を支援するパートナーであり続けるために、「人で解決できる業務」と「システムで解決できる業務」を再定義し、これまでのプロダクトアウト型のサービスモデルから、マーケットイン型のサービスモデルへの変革を推し進める必要があると考えております。

このような経営環境の中で、当社は顧客をはじめとするステークホルダーと連携し、顧客価値の共創を目指す仕組みである「SRM Design Lab」を開始しております。「SRM Design Lab」は、より多くの生活者やクライアント様の「声」の収集と、それらの企業活動への利活用を、顧客をはじめとするステークホルダーの皆様と共に考えることで、顧客価値（カスタマーバリュー）の創造につなげる共創型の取り組みとなっております。「SRM Design Lab」では今後、「生活者の声の活用における研究」を行うことで、分析基盤の提案や他企業との連携により最適なテクノロジーを提供していくほか、パートナー企業との連携を通じて、AIをはじめとする最新テクノロジーの活用や、顧客企業への情報提供を行うことで、顧客企業の知見強化の支援も行う予定です。

当社は、市場の拡大・変化及び競合企業の動向など経営環境の変化に対応すべく、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を中心に常にフィードバックを活かしていく体制を構築することで、持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

ユーザビリティの更なる向上

当社の主力サービスである「Discoveriez」が今後も継続的に成長していくためには、より幅広い業種の顧客に支持されていくと共に、継続的に利用していただく必要があると考えております。そのためには、当該サービスの競争優位性の源泉となっているユーザビリティの維持向上が必要不可欠であると認識しております。当社では、従来国内開発に加え、海外の開発拠点の確保等、開発リソースの確保に注力してまいりました。今後も顧客のニーズを迅速に把握し、継続的に「Discoveriez」の機能強化に注力することにより、競合他社との差別化を図っていきます。

新規事業の進捗

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、継続的な事業規模の拡大とストック型収益の獲得を図るために、ステークホルダーDXプラットフォーム事業の発展に留まらず、新市場の開拓・創出として前事業年度から「SRM Design Lab」を開始しております。

「SRM Design Lab」は、課題解決の範囲拡大とパートナーとのコラボレーションの掛け合わせにより、企業のIT戦略における上流から下流までを一気通貫で行う課題解決プログラムであり、自社プロダクトである「Discoveriez」に加え、パートナーとの複数領域での共創により、クライアントへの本質的な課題解決を実施支援してまいります。

新規顧客の獲得

近年のSNSなどの発展に伴い顧客の声は重要性を増しており、企業は対応を誤ると企業価値を毀損するなど多大なリスクを負うこととなります。当社の「Discoveriez」は業界知及び、蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスの発見・予測を行う機能を実装しております。当社は「Discoveriez」の継続的な機能強化により更なる信頼度を高めると共に、新規顧客の獲得に努めてまいります。

様々な業種・業界への導入拡大に向けて基本機能や連携サービスを強化すると共に、間接販売比率を高めるために、代理店開拓にも努めてまいります。

システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせた適切なインフラ環境の構築の強化を継続的にを行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

人材の確保と育成

当社が持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用・育成が課題であると認識しております。

当社は、従業員の多様な働き方を推進し採用力を高めるとともに、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

内部管理体制の強化

クラウド事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。当社は、統制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化すると共に、財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となり得る高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することで、更なる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(1) SRM

Stakeholders Relationship Managementの略で、多様なステークホルダーの声の循環を通じ、各々の関係性を可視化することで、収益拡大のための最適な改善手法を見つけ、企業価値向上の実現を目指す、新たな経営戦略・手法のこと。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

ガバナンス

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティに関する課題への対応は重要であると認識しており、当社の経営会議において全社的なリスクマネジメントを行っております。中長期的な社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関しても同様に経営会議の中で適宜、報告を行い、推進を図っております。また、特に重要な課題については、継続的にモニタリング活動も行ってあり、必要に応じて、取締役会に報告を行っております。詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

戦略

当社は、「ビジネス現場に革命的な「楽」をつくる」というミッションのもと、企業価値の持続的な向上を目指し、柔軟なESGガバナンスを構築しております。また、専門性の高い人材の登用、多様な人材が集い挑戦できる環境の提供や組織風土の醸成、当社が掲げるSRM（ステークホルダーリレーションシップマネジメント）の実現などを目指し、下記のバリューを掲げております。

- ・プロフェッショナルであれ
- ・多様性を力に
- ・三方よしから始めよう

人材の育成及び社内環境整備に関する方針

当社は、人的資本への投資を重要だと認識しており、人材の育成に関する取り組みを強化することが中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。そのため、当社では人材の育成及び社内環境整備に積極的に取り組んでまいります。

社内環境整備に関しては、社員の労働意欲が高まる働きやすい職場環境を整備します。多様化する働き方、変化する社会情勢・ニーズといった様々な状況に対応すべく、社員が自身の裁量で働ける体制の構築やスキルアップに積極的に取り組める制度・環境を整えております。また、待遇面についても社員の労働意欲が高まるように努めてまいります。

リスク管理

当社は、リスクマネジメント最高責任者を代表取締役としたリスクマネジメント体制を構築しており、取締役会および経営会議にて潜在的なリスクの洗い出し、リスクの特定、分析、評価、対応策の検討などを行っております。リスクの詳細は「3.事業等のリスク」をご参照下さい。

指標及び目標

当社は、具体的な目標数値は特に定めておりませんが、優秀な人材の確保と生産性の向上を目的として、社員一人一人がやりがいを感じて働けるような職場環境・仕組みづくり、多様性を尊重した人材の採用・育成に積極的に取り組んでまいります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容

人材の育成及び社内環境に関する方針としては、テレワークの促進、時差出勤、スキルアップ補助、リモート備品手当、育児休業取得制度の拡充などがあります。特に男性の育児休暇取得は実績もあり、積極的に推進しております。働き方の柔軟性を充実させる取り組みやワークライフバランスが整った職場環境の整備にも取り組んでまいります。また、社内の女性従業員の比率は約30%であり、女性の役員比率も約33%となっており、今後も能力のある女性を積極的に雇用し、管理職にも登用することを目指します。その他、健康経営を実現するために、定期健康診断の100%の受診率の継続、有給休暇の高い消化率なども目標にしております。

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針です。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境について

当社はステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を通じて、企業活動で「分断した情報」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、それぞれに必要な情報が集約され、その情報をもとに社内外のやり取りを最適化しておりますが、当社事業の発展のためには、社会的ニーズや関連市場の拡大が必要であると考えております。しかしながら、当社が事業環境の変化に適切に対応できなかった場合、または、新たな法的規制の導入等の予期せぬ原因により関連市場の成長が鈍化した場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド市場の動向について

当社が事業を展開するクラウド市場は急速な成長を続けております。当社の提供する「Discoveriez」はクラウド市場の継続的な成長を前提として事業の拡大を見込んでおります。しかしながら、クラウド市場において、今後新たな法的規制の導入、技術革新の停滞などの要因により、クラウド市場の拡大が想定通りに進まなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の新規契約数が鈍化する可能性など、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について

当社の「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」においては、顧客のニーズに対応したサービスの拡充・開発を適時かつ継続的に行うことが重要となっております。

クラウドサービスを取り巻く技術革新のスピードは大変速く、顧客ニーズに合致するクラウドサービスを提供し続けるためには、常に先進的な技術ノウハウを投入し、適時に当社独自のサービスを構築していく必要があります。このため、当社は、エンジニアの採用・育成に努めるとともに、技術的な知見・ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合又は競合他社がより優れたサービスを展開した場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム投資、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このように、当社が技術革新に対して、適時かつ適切に対応することができなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の技術力低下とそれに伴うサービスの質の低下、そして競争力や業界での地位の低下を招くほか、対応のための支出の増大により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報の流出に係るリスク

当社は、事業活動において取引先企業等の機密情報（問い合わせ窓口に届いた個人情報含む）や取引先関係者及び従業員の個人情報等を保有しています。これらの情報に関してセキュリティ対策を施していますが、同情報が人的及び技術的な過失や、違法または不正なアクセス、内部者・外注先等により漏えいした場合、機密情報を保護できなかったことへの責任追及や、それに伴う規制措置の対象となる可能性があります。このような事象が発生した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、取引先及び市場からの信頼が毀損され、結果として競争上の優位性の喪失や事業、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供されております。安定的なサービスを提供するために、当社サイトへの急激なアクセス増加や予測不可能な様々な要因によって起こるコンピュータシステムのダウンに備えたサーバー設備の増強、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等に対するセキュリティの強化、定期的なバックアップ、システムの多重化等によるシステム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えに努めております。

しかしながら、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生し復旧遅延が生じた場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、またサービス継続に支障が生じた場合には、当社のサービスに対する信頼性の低下やクレーム発生その他の要因により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規顧客の獲得について

当社の事業拡大のためには 既存顧客企業の満足度を向上させながら、継続的な利用を維持するとともに、新規顧客企業の獲得が必要となります。「Discoveriez」はクライアント社内での基幹システムと連携するケースが多いですが、リモートでの意思決定機会の増加により、導入までの意思決定リードタイムが長期化・遅延し、受注が後倒しとなることがあります。また、景気の低迷等により、計画とおりに新規顧客企業を獲得できない場合には、見込んでいた収益も獲得できず、業績が未達となる恐れがあります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 解約について

当社のサービスを導入した顧客企業に、当社のサービスを継続利用することで生じるストック売上につきましては、顧客企業数の拡大等により増加傾向にあります。今後も、ストック売上拡大を目的に当社では機能強化や企業ニーズの把握によるサービス機能の充実、積極的な技術革新の導入等に取り組んでおります。しかしながら、顧客企業が望むサービス機能の充実や技術革新に対応できない等の理由により当社の提供するサービスの競争力低下等によって解約が増加し、ストック売上が伸びなかった場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社は、ビジネスで発生する情報の分断を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、様々な課題解決を支援するクラウドサービスを展開しており、創業以来、『顧客対応窓口の業務システム』に特化してシステムの開発・運営をし続けてきたことで独自の開発ノウハウを蓄積し競争力の源泉となっております。しかしながら、今後既存企業との競争の激化や、新たな企業の参入も予想されます。当社は企業ニーズに応じた機能強化や、顧客企業とのデータ/ナレッジの共有化による開発強化などにより他社との差別化及び競争力の強化に努めてまいります。なお、競合企業の参入はクラウド市場における市場拡大及び認知度向上につながるものと考えられ、当社にも相応のメリットがあるものと考えておりますが、過度な価格競争等を含む競争の激化が生じた場合や、当社における十分な差別化が図れず競争力が低下した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の獲得、育成及び確保について

当社は、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。しかしながら、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向け、特にエンジニアおよび営業人員の確保が重要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいは人材の流出が生じた場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、事業拡大の制約となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規事業の展開について

当社では更なる収益拡大とストック型収益の獲得を図るため、既存事業の発展に留まらず、新市場の開拓・創出として新規事業の開発についても取り組んで参りたいと考えております。しかしながら、新規事業展開は構想段階であり、先行投資として人件費等の追加的な支出が発生する場合や、これまで想定していない新たなリスクが発生する等、当社の計画どおりに進捗せず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社では提供サービスの商標権等必要な知的財産権については登録を行い、また当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、専門家と連携を取り調査可能な範囲で対応を行っております。しかしながら、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。

また、当社のようなクラウド型サービスの市場では、特許出願によって自社の非公開技術やノウハウが開示されるというデメリットが大きいものに対して、自社で開発したプログラムやノウハウ等を自社サービスに使用しつつ、社外秘として秘密管理することにより、自社独自のサービスを提供することのメリットが大きいと考えられるため、当社はあえて特許出願を行わないクローズド戦略を採用しております。それにより、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社が保有する知的財産権の法的権利化ができない場合もあります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、こうした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社はこれまで、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。

(12) 訴訟等について

当社は、その事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しております。これらの手続は結果の予測が困難であり、多額の費用が必要となったり、事業活動に影響を及ぼしたりする可能性があります。さらに、これらの手続きにおいて当社の責任を問うような判断がなされた場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。

(13) 小規模組織であることについて

当社は本書提出日時点、小規模な組織であり、業務執行上必要最低限の人数での組織編成となっております。また、今後は事業の拡大に応じて人材の採用・育成を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が適時適切に遂行されなかった場合、または、従業員の予期せぬ退職が重なった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 税務上の繰越欠損金について

当社は税務上の繰越欠損金を有しており、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受ける予定であります。しかしながら、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、所定の税率に基づく法人税等の納税負担が発生するため、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(15) 法的規制等について

当社は、当社の事業を制限する直接的かつ特有の法的規制は本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、当社の事業を直接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社の事業展開は制約を受ける可能性があります。当社としては引き続き法令を遵守した事業運営を行っていくべく、今後も法令遵守体制の強化や社内教育などを行っていく方針ですが、今後当社の事業が新たな法的規制の対象となった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することは難しいと考えております。

(17) 継続企業の前提に関する注記について

当社は、第21期（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。当社では、不採算事業・案件のテコ入れやマーケット開拓に向けた各種施策、コストマネジメント施策が遅滞したことに加えて、中長期的に安定したビジネスモデルを目指すため、売上構成をフロー型からストック型へ重点移行したことによる影響であると認識しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、経営リソース/体制/コスト構造改善による選択と集中を実行し、不採算案件対策による既存事業の収益化、SRM Design Labの積極推進により黒字化に向けた戦略を実行するとともにAI領域を含む成長事業への投資を確保してまいります。

また、2024年5月13日付で当社の元代表であり、創業者である横治祐介氏が取締役を辞任しておりますが、当該取締役の辞任後においても、法令および定款に定める取締役の員数を満たしております。従前から施策につき全経営陣で共同して取り組んでいるため、横治氏辞任後における体制および下記施策の遂行についても大きな影響はないものと考えております。

成長戦略としては、既存不採算案件の収益化および撤退、Discoveriez事業の新規案件獲得、SRM Design LabおよびAI領域を推進してまいります。

- ・ 既存不採算案件対策の遂行（課金体制の見直し・プランの精査・撤退、他部門活用/利用シーン拡大促進（クロスセルなど））
- ・ 売上構成をフロー型からストック型へ徹底的に移行（サービス体系の変更）
- ・ パートナーとの共創によるSRM Design Labの推進、収益化
- ・ 新規事業領域のSRM Design Labへの集約・推進、AI領域での成長促進、収益化

また、赤字事業を中心に引き続き、選択と集中を行い、コストマネジメントを実行してまいります。

- ・ 成長戦略実現に向けた赤字サービスの停止・撤退、人材の拡充・確保、スキルアップ
- ・ 利用シーン拡大に向けたマーケティング施策の強化、継続、パートナーとの連携推進、事業提携加速
- ・ 既存事業の収益化による成長事業への投資・実践、収益に貢献する機能改善・研究開発の実施

資金面では、金融機関との特殊当座借越契約、および当事業年度末において322,321千円の現金及び預金を保有しており、金融機関とは緊密に連携・情報交換を行うなど、良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、現時点においてこれらの対応策は実施途上であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は414,605千円となり、前事業年度末に比べ134,742千円減少しました。これは主に現金及び預金が93,020千円、売掛金及び契約資産が35,827千円減少したこと等によるものであります。

また、当事業年度末における固定資産は9,843千円となり、前事業年度末に比べ993千円増加しました。これは主に、本社移転に伴う設備投資により建物附属設備(純額)が1,328千円増加した一方で、差入保証金が296千円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は424,449千円となり、前事業年度末に比べ133,749千円減少しました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は282,942千円となり、前事業年度末に比べ51,234千円増加しました。これは主に、未払消費税等が10,538千円減少した一方で、前受収益が59,292千円、買掛金が12,215千円増加したこと等によるものであります。

また、当事業年度末における固定負債は137,469千円となり、前事業年度末に比べ35,520千円減少しました。これは主に、借入金の返済により長期借入金が34,672千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、420,412千円となり、前事業年度末に比べ15,713千円増加しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は4,036千円となり、前事業年度末に比べ149,463千円減少しました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ200千円増加した一方で、当期純損失を149,863千円計上したことにより、利益剰余金が149,863千円減少したこと等によるものであります。

b. 経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和を受け、社会経済活動の正常化が進み、景気も緩やかな回復の動きが見られました。一方、景気の先行きについては、エネルギー価格の高騰をはじめとした物価上昇による家計への影響なども懸念されており、依然として先行き不透明な状況で推移しています。

当社が属するクラウド基盤サービス市場においては、引き続き業務上のデータ・システム等の既存要件を維持しながら他の環境への移行または新規システムに乗り換えるマイグレーション案件が中心ではあるものの、その対象領域は拡大しております。また、産業界ではDX(デジタルトランスフォーメーション)に対する関心も高く、業務効率化のためのDXから競争力向上を目指すDXへ対象が広がり、戦略的なDXから実践的なDXに進展しております。さらに、生成AIも高い注目を集めており、市場の成長を後押ししております。

このような状況の中、当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を通じて、ビジネス現場で発生する「情報の分断」を解決するべく、「分断した情報」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、それぞれに必要な情報が集約され、その情報をもとに社内外のやり取りを最適化しており、その中で「業務が楽になった」「見えなかった情報が見えるようになったことで仕事が楽になった」などの喜びの声を多数いただきました。また、前事業年度より、課題解決の範囲拡大とパートナーとのコラボレーションの掛け合わせにより、企業のIT戦略における上流から下流工程までを一気通貫で行う課題解決プログラム「SRM Design Lab」(1)を開始しており、自社プロダクトである「Discoveriez」に加え、パートナーとの複数領域での共創により、クライアントへの本質的な課題解決を実行支援しております。

以上のような取り組みの結果、クラウドMRR(2)の力強い成長が貢献したものの、当事業年度の売上高は610,779千円(前年同期比5.6%減)となりました。損益面では、開発における外注費の削減等により、営業損失は148,433千円(前年同期は営業損失252,567千円)、経常損失は150,559千円(前年同期は経常損失242,434千円)、当期純損失は149,863千円(前年同期は当期純損失296,351千円)となりました。

また、当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情

報に関連付けた記載を行っておりません。

(1) SRM Design Lab

当社HPで2023年4月3日リリースの「ジーネクスト、ステークホルダーと顧客価値共創を目指す取り組み「SRM Design Lab」を開設」より抜粋

(2) MRR

Monthly Recurring Revenueの略で、毎月繰り返し得られる収益であり、月次経常収益のこと。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、318,282千円となり、前事業年度末に比べ、93,020千円減少いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末における営業活動による資金は、57,994千円の支出（前年同期は54,299千円の支出）となりました。これは主に、前受収益の増減額が59,292千円、及び売上債権及び契約資産の増減額が35,827千円であった一方で、税引前当期純損失148,912千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末における投資活動による資金は、1,174千円の収入（前年同期は19,219千円の支出）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出1,638千円があった一方で、差入保証金の回収による収入2,308千円、及び投資有価証券の売却による収入1,554千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末における財務活動による資金は、36,200千円の支出（前年同期は31,352千円の支出）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出36,600千円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、サービス区分別で記載しております。

サービス区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
クラウド事業	458,053	92.3
オンプレ事業	92,051	75.3
その他	60,674	210.4
合計	610,779	94.4

(注) 1. その他には、一定期間の間最低限の仕事量を保証するラボ型開発、コンサルティング業務等が含まれております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、当事業年度においては、総販売実績に対する割合が10/100以上の相手先はありません。

相手先	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
日本トータルテレマーケティング株式会社	80,745	12.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
該当事項はありません。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、次のとおりであります。

a. 売上高

当事業年度の売上高は、610,779千円(前年同期比5.6%減)となりました。これは主に、新規導入案件によりクラウドMRRが増加した一方で、見込んでいた大型案件の長期化、期ずれ等が発生し、さらに、開発リソースの観点からスケジュールが後ろ倒しとなったことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、409,344千円(前年同期比16.3%増)となりました。これは主に、開発や導入リソースの一部に外部委託を採用したことやサーバコストが増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は、201,434千円(同31.8%減)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、349,867千円(前年同期比36.1%減)となりました。これは主に、人材の最適配置転換によって人件費が減少したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業損失は、148,433千円(前事業年度は252,567千円の営業損失)となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当事業年度の営業外収益は、1,141千円(前年同期比91.6%減)となりました。これは主に、助成金収入等によるものであります。一方で、営業外費用は、3,267千円(同3.5%減)となりました。これは主に、支払利息によるものであります。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、150,559千円(前事業年度は242,434千円の経常損失)となりました。

e. 特別損益、当期純利益

当事業年度において特別利益は、1,647千円(前年同期は発生なし)となりました。これは主に、投資有価証券売却益を計上したことによるものであります。

また、特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当事業年度の税引前当期純損失は、148,912千円(前事業年度は295,400千円の税引前当期純損失)となり、法人税等を950千円計上したことにより、当期純損失は、149,863千円(前事業年度は296,351千円の当期純損失)となりました。

なお、当社の財政状態及びキャッシュ・フローの状況の分析等は「(1)経営成績等の状況の概要」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における資金需要は、主として人件費、外注費等の運転資金であります。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入、及びエクイティファイナンスを基本としており、これらの資金調達方法の優先順位等は、資金需要の額や用途に合わせて都度最適な方法を選択しております。

なお当事業年度末における借入金の残高は174,846千円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は318,282千円となります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」をご参照下さい。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標としてストック売上高、解約率（チャーンレート）を特に重視しております。今後もこの指標を目標として経営を行うことにより、企業の成長性及び効率性の確保を図る所存であります。

当事業年度においては、クラウドサービスの導入企業数が増加したことに加え、既存導入先のリプレースに伴いライセンス料が増額したことなどから、ストック売上高は増加しております。

重視する指標の推移

期間	2023年3月期	2024年3月期
ストック売上高	322百万円	374百万円
月次解約率	0.28%	0.14%

5 【経営上の重要な契約等】

技術受入契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
VNEXT Software Joint Stock Company	ベトナム ハノイ市	ラボ契約型ソフトウェア開発業務委託	2017年4月1日	2017年4月1日～ 2018年3月31日 (以後1年毎の自動更新)	ソフトウェア開発及びその関連業務

ある一定期間で発注する仕事量の最低保証を行うソフトウェア開発の契約

6 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」推進のための基盤・業務アプリケーション開発等であり、研究開発費は52,674千円であります。

研究開発体制について、詳細設計・要件定義等の上流工程は内製化しておりますが、開発・テスト等の一部の業務については外注しております。

なお、当社は「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は1,638千円であり、主に事務所設備への投資を実施しました。

当社は「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備	1,328	465			1,794	24

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は11,095千円であります。
3. 当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除く。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,750,000
計	10,750,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月26 日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,214,616	4,214,616	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であ ります。
計	4,214,616	4,214,616		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 2018年6月27日定時株主総会決議

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 12
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、7
新株予約権の行使期間	2020年7月12日～2028年6月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。))は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社社会の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の各号に定める期間に応じた個数の限度で、本新株予約権を行使することができ

るものとする。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所において上場する日(以下「株式公開日」という。)まで:
0個
- (2) 株式公開日の翌日から株式公開日後6月を経過する日まで:本割当数の25%に相当する個数(小数点以下四捨五入。以下本条において同じ。)まで
- (3) 株式公開日後6月を経過した日から株式公開日後1年を経過する日まで:本割当数の50%に相当する個数まで
- (4) 株式公開日後1年を経過した日から株式公開日後2年を経過する日まで:本割当数の75%に相当する個数まで
- (5) 株式公開日後2年を経過した日以降:本割当数の100%に相当する個数まで

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

7. 2019年3月15日開催の取締役会決議により、2019年3月29日付で普通株式1株につき40株、2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 2019年3月26日臨時株主総会決議

決議年月日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	503(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,150(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、7
新株予約権の行使期間	2021年4月5日～2029年3月14日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社社会の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の各号に定める期間に応じた個数の限度で、本新株予約権を行使することができるものとする。

(1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所において上場する日(以下「株式公開日」という。)まで:

0個

- (2) 株式公開日の翌日から株式公開日後 6 月を経過する日まで：本割当数の25%に相当する個数（小数点以下四捨五入。以下本条において同じ。）まで
- (3) 株式公開日後 6 月を経過した日から株式公開日後 1 年を経過する日まで：本割当数の50%に相当する個数まで
- (4) 株式公開日後 1 年を経過した日から株式公開日後 2 年を経過する日まで：本割当数の75%に相当する個数まで
- (5) 株式公開日後 2 年を経過した日以降：本割当数の100%に相当する個数まで

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

7. 2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

2019年9月27日臨時株主総会決議（2019年9月18日及び2019年12月18日並びに2020年3月19日開催の取締役会決議）

決議年月日	2019年9月18日	2019年12月18日	2020年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2	当社取締役 1	当社取締役 1 当社監査役 1
新株予約権の数(個)	95(注)1	685(注)1	895〔30〕(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,750 (注)1、7	普通株式 34,250 (注)1、7	普通株式 44,750 〔1,500〕 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、7		
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～ 2029年9月17日(注)3	2021年12月18日～ 2029年12月17日(注)3	2022年3月19日～ 2030年3月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)7		
新株予約権の行使の条件	(注)4		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6		

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、該当がある場合には、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載いたします。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当

社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の各号に定める期間に応じた個数の限度で、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所において上場する日（以下「株式公開日」という。）まで：0個
- (2) 株式公開日の翌日から株式公開日後6月を経過する日まで：本割当数の25%に相当する個数（小数点以下四捨五入。以下本条において同じ。）まで
- (3) 株式公開日後6月を経過した日から株式公開日後1年を経過する日まで：本割当数の50%に相当する個数まで
- (4) 株式公開日後1年を経過した日から株式公開日後2年を経過する日まで：本割当数の75%に相当する個数まで
- (5) 株式公開日後2年を経過した日以降：本割当数の100%に相当する個数まで

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

7. 2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2020年7月16日	2020年11月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6	当社従業員 11
新株予約権の数(個)	1,643(注)1	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 82,150 (注)1、7	普通株式 5,000 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、7	
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～ 2030年7月15日(注)3	2022年11月12日～ 2030年11月11日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)7	
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の各号に定める期間に応じた個数の限度で、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所において上場する日(以下「株式公開日」という。)まで：0個
- (2) 株式公開日の翌日から株式公開日後6月を経過する日まで：本割当数の25%に相当する個数(小数点

以下四捨五入。以下本条において同じ。)まで

- (3) 株式公開日後6月を経過した日から株式公開日後1年を経過する日まで:本割当数の50%に相当する個数まで
 - (4) 株式公開日後1年を経過した日から株式公開日後2年を経過する日まで:本割当数の75%に相当する個数まで
 - (5) 株式公開日後2年を経過した日以降:本割当数の100%に相当する個数まで
- その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

7. 2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年11月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6 社外協力者 6
新株予約権の数(個)	240(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440(注)2、7
新株予約権の行使期間	2022年11月12日～2030年11月11日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440 資本組入額 220(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社社会の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の各号に定める期間に応じた個数の限度で、本新株予約権を行使することができるものとする。

(1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所において上場する日(以下「株式公開日」という。)まで:

0個

- (2) 株式公開日の翌日から株式公開日後 6 月を経過する日まで：本割当数の25%に相当する個数（小数点以下四捨五入。以下本条において同じ。）まで
- (3) 株式公開日後 6 月を経過した日から株式公開日後 1 年を経過する日まで：本割当数の50%に相当する個数まで
- (4) 株式公開日後 1 年を経過した日から株式公開日後 2 年を経過する日まで：本割当数の75%に相当する個数まで
- (5) 株式公開日後 2 年を経過した日以降：本割当数の100%に相当する個数まで

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

7. 2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月28日 (注) 1	普通株式 1,765	普通株式 49,845	17,650	117,550	17,650	47,550
2019年7月31日 (注) 2	普通株式 6,000	普通株式 55,695	60,000	177,550	60,000	107,550
2019年9月30日 (注) 3	普通株式 8,600	普通株式 64,445	86,000	263,550	86,000	193,550
2020年11月19日 (注) 4	A種優先株式 10,199	A種優先株式 10,199 普通株式 64,445	132,587	396,137	132,587	326,137
2020年12月3日 (注) 5	A種優先株式 10,199 普通株式 10,199	普通株式 74,644		396,137		326,137
2020年12月22日 (注) 6	普通株式 3,657,556	普通株式 3,732,200		396,137		326,137
2021年3月24日 (注) 7	普通株式 350,000	普通株式 4,082,200	198,030	594,167	198,030	524,167
2021年4月27日 (注) 8	普通株式 83,400	普通株式 4,165,600	47,187	641,354	47,187	571,354
2021年8月13日 (注) 9	普通株式 8,000	普通株式 4,173,600	5,480	646,834	5,480	576,834
2021年12月20日 (注) 10	普通株式 4,050	普通株式 4,177,650	810	647,644	810	577,644
2022年3月8日 (注) 10	普通株式 2,000	普通株式 4,179,650	200	647,844	200	577,844
2022年5月24日 (注) 10	普通株式 1,700	普通株式 4,181,350	340	648,184	340	578,184
2022年8月12日 (注) 11	普通株式 10,000	普通株式 4,191,350	2,030	650,214	2,030	580,214
2023年1月4日 (注) 12	普通株式 467	普通株式 4,190,883		650,214		580,214
2023年1月31日 (注) 10	普通株式 2,000	普通株式 4,192,883	200	650,414	200	580,414
2023年3月27日 (注) 10	普通株式 20,000	普通株式 4,212,883	2,000	652,414	2,000	582,414
2023年4月3日 (注) 13	普通株式 267	普通株式 4,212,616		652,414		582,414
2024年3月29日 (注) 10	普通株式 2,000	普通株式 4,214,616	200	652,614	200	582,614

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 20,000円

資本組入額 10,000円

割当先 橋本好真、渡辺剛、河本太輔、鍵和田尚秀、岩井豪海、野口浩輔、玉乃淳、齊藤友紀、合同会社
グッドウィズ

2. 有償第三者割当

発行価格 20,000円

資本組入額 10,000円

割当先 浜野哲也、酒井崇匡、保科泰輔、豊福康友、加藤晋吾、田中次郎、足立隆之、宮林隆吉、三宅裕之、古田彰、時田菜摘子、大竹裕隆、中村旭宏、片山康史

3. 有償第三者割当

発行価格 20,000円

資本組入額 10,000円

割当先 井上瑞樹、飯塚健、川崎祐一、糸永洋三、中内奈々、田上洋平、喜多國友、菅下清廣、スガシタパートナーズ株式会社、平子雄一

4. 有償第三者割当

発行価格 26,000円

資本組入額 13,000円

割当先 三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、DG Lab Fund II E.L.P. Cayman、井上瑞樹、柴田祥行、室井淳司、ヤマモリ商事株式会社、山崎令二郎、堀内泰司、宮林隆吉、福井元明、小林さと子

5. 優先株式の取得及び消却

当社は、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年12月3日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2020年12月3日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

6. 2020年12月4日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。

7. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,230円

引受価額 1,131円

資本組入額 565円

8. 2021年4月27日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式83,400株（割当価格1,131円、資本組入額565円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ47,187千円増加しております。

9. 2021年7月15日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価額 1株につき1,370円

発行価額の総額 10,960,000円

資本組入額 5,480,000円

割当先 取締役（社外取締役を除く）4名
執行役員 1名

10. 新株予約権の行使による増加であります。

11. 2022年7月14日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価額 1株につき406円

発行価額の総額 4,060,000円

資本組入額 2,030,000円

割当先 取締役（社外取締役を除く）1名
執行役員 1名

12. 2022年12月15日開催の取締役会決議により、2023年1月4日付で譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得467株をすべて消却したことによる減少であります。

13. 2023年3月16日開催の取締役会決議により、2023年4月3日付で譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得267株をすべて消却したことによる減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	21	24	18	14	1,472	1,550	
所有株式数(単元)		26	6,342	2,196	3,077	51	30,436	42,128	1,816
所有株式数の割合(%)		0.06	15.05	5.21	7.30	0.12	72.25	100.00	

(注) 1. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式は含まれておりません。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
横 治 祐 介	東京都江東区	1,489,600	35.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	500,116	11.87
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番4号	153,850	3.65
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	150,400	3.57
DG LAB FUND E.L.P CAYMAN (常任代理人: SMBC日興証券株式会社)	PO BOX 309, UGLAND HOUSE GRAND CAYMAN, KY1-1104 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング)	134,650	3.19
PHILLIP SECURITIES CLIENT(RETAIL) (常任代理人: フィリップ証券株式会社)	NORTHBRIDGEROAD 250, RAFFLESCITYTOWER 6F, SGR (東京都中央区日本橋兜町4番2号)	130,000	3.08
涼宮 脩	東京都足立区	66,100	1.57
内藤 一馬	大阪府大阪市西区	53,000	1.26
岡部 茂信	秋田県横手市	50,200	1.19
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	42,200	1.00
計		2,770,116	65.72

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,212,800	42,128	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	1,816		
発行済株式総数	4,214,616		
総株主の議決権		42,128	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	267	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度により無償取得したものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	267			
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式				

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会ですが、当社は期末配当として年1回行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

2024年6月26日(有価証券報告書提出日)現在におけるコーポレート・ガバナンスの概要は以下のとおりであります。

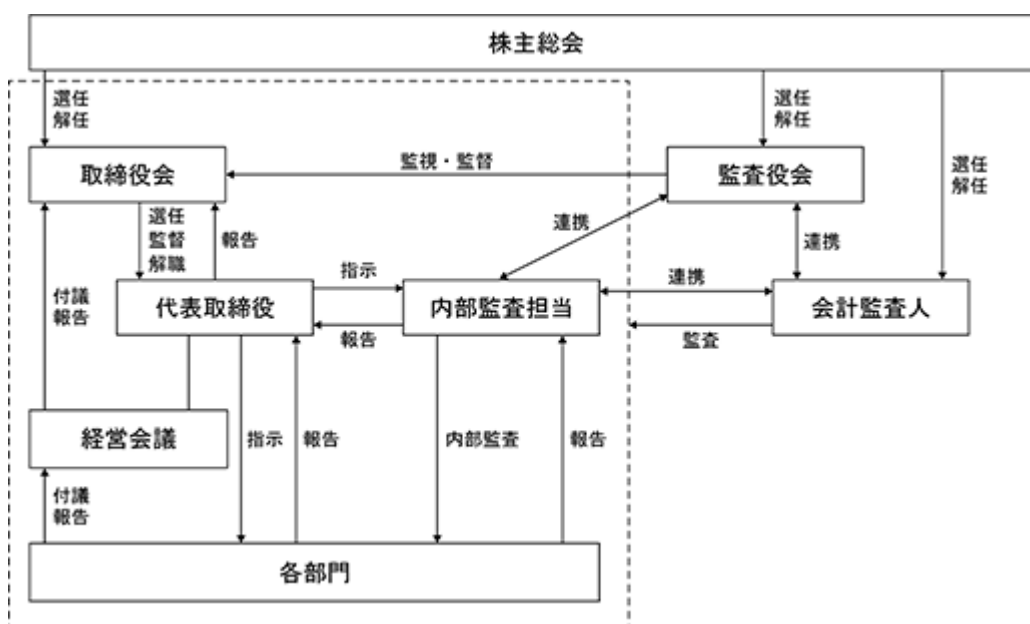
なお、当社は、2024年6月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が原案どおりに承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これは、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図ることを目的とするものであります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切ナリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

会社統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行決定を行うとともに、全員が社外監査役で構成される監査役会において、各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有用と判断しております。



a . 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、法令及び定款、「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

なお、取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

代表取締役は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

b．経営会議

当社の経営会議は、代表取締役、取締役、執行役員、部長で構成され、原則として週1回の定時経営会議および必要に応じて臨時経営会議を開催しております。

経営会議においては、迅速な経営判断を行うために、取締役会の意思決定を要する事項の事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された範囲内での重要事項の決定を行っております。

c．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 信原 寛子が議長を務め、非常勤監査役 齊藤 友紀、非常勤監査役 江本 卓也の監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に従い、原則として月1回、定期的に開催し、監査計画の策定や監査の実施状況等、監査役相互での情報共有を実施しております。

監査役は、取締役会への出席に加え、取締役、執行役員、従業員、会計監査人への聴取や重要な書類等の閲覧を通じて、法令等違反の有無を監査するとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等を確認し、助言や提言を行うほか、取締役会の意思決定プロセスや取締役の業務執行状況について監査を行っております。

企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に関わる基本方針を以下の通り定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「リスク管理規程」を制定運用する。
 - (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (3) コンプライアンス規程において、内部通報制度に関する規定を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - (4) 会社規程集(定款を含む)を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、「文書管理規程」を制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 損失の危険(以下、「リスク」という。)の予防及び発生したリスクへの対処につき「リスク管理規程」を制定・運用する。
 - (2) 各取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - (3) 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「職務権限規程」等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - (2) 各組織単位に取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役に報告する。
 - (3) 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者が業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - (4) 代表取締役、取締役、執行役員による取締役会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - (5) 経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、取締役、執行役員、部長等によって構成される経営会議を原則毎週開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。経営会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報制度に関する規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
 - (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
 - (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。
12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(b) リスク管理体制の整備状況

取締役会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っております。また、内部通報制度も整備されており、コンプライアンス違反等に関する相談・通報を受けています。クレーム台帳も作成しており、事故・クレームの発生状況その他リスク管理に関する当社の現況及び問題点、新たなリスク要因も検討しております。リスクマネジメント委員会においても、全社的な潜在・顕在リスクを精査するとともに、リスクの発生する可能性や時期、影響度、対応策などについて議論を行っております。また、顕在化した場合に影響が大きいリスクについては継続的にモニタリングも行っております。

(c) 内部監査及び監査役監査の状況

当社では代表取締役が任命する内部監査責任者及び内部監査担当者が、内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的としております。

監査役監査については、監査役監査計画に基づいて、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに取締役及び各部門へのヒアリングや重要書類の閲覧を行い、取締役の職務執行及び意思決定についての監査を行っております。監査の結果については、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

なお、内部監査責任者、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は適宜打合せを行い、情報共有や相互の協力等の連携を図っております。

(d) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(e) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額会社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(f) 取締役の任期

当社は、取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

(g) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(h) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(i) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(j) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
横治 祐介	15回	15回
三ヶ尻 秀樹	15回	15回
渡辺 尚武	15回	14回
阿南 久	15回	14回

取締役会における具体的な検討内容としては、代表取締役の選定、取締役報酬額の決定、取締役の関連当事者取引の承認、経営計画の策定、計算書類の承認、株主総会の招集、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2024年6月26日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性2名(役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	三ヶ尻 秀樹	1971年2月13日	1995年4月 株式会社丸井 入社 2006年12月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人) 入所 2019年1月 株式会社ココベリ 入社 執行役員CFO 2019年11月 当社 取締役CFO 就任 2024年5月 当社 代表取締役 就任(現任)	(注) 3	1,600
取締役	渡辺 尚武	1960年8月13日	1983年4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホ ールディングス株式会社) 入社 2011年3月 同社 営業本部マーケティング 部商品開発研究所長 2013年3月 同社 R & D本部技術統括部 プラス アイ推進室長兼経営 企画部新市場創造室長 2014年1月 同社 C S V本部デジタルマー ケティング室長(経営企画部新 市場創造室長兼ブランド戦略部 プラス アイ推進室長) 2020年1月 有限会社渡辺エステート 取締役 就任(現任) 2020年7月 当社 取締役 就任(現任)	(注) 3	
取締役	阿南 久	1950年2月17日	1991年6月 生活協同組合コープとうきょう 理事 就任 1999年6月 東京都生活協同組合連合会 理事 就任 2001年6月 日本生活協同組合連合会 理事 就任 2003年8月 全国労働者共済生活協同組合連 合会 理事 就任 2007年10月 全国消費者団体連絡会事務局 入局 2008年5月 全国消費者団体連絡会 事務局 長 2012年8月 消費者庁 長官 就任 2014年10月 一般社団法人消費者市民社会を つくる会 代表理事 就任(現 任) 2016年12月 公益財団法人横浜市消費者協会 理事長 就任(現任) 2017年7月 認定NPO法人消費者スマイル基 金 理事 就任(現任) 2020年12月 当社 取締役 就任(現任) 2021年6月 市民生活協同組合ならびコープ 理事(現任)	(注) 3	
常勤監査役	信原 寛子	1980年2月11日	2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人) 入所 2014年9月 ソーラーフロンティア株式会社 入社 2016年7月 EY税理士法人 入所 2019年4月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	齊藤 友紀	1979年10月22日	2007年11月 司法研修所 入所 2008年12月 阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 2009年9月 TOMO法律事務所 開業 2016年9月 株式会社Preferred Networks 入社 2018年11月 株式会社メルカリ 入社 2019年2月 株式会社博報堂DYホールディン グス フェロー 就任 2019年4月 当社 監査役 就任(現任) 2019年7月 株式会社アーリーワークス 監査役 就任 2019年12月 法律事務所LAB-01 設立 代表 就任(現任) 2021年6月 株式会社スカイマティクス 監査役 就任 2022年5月 Cohh株式会社 設立 代表取締 役 就任(現任) 2022年5月 株式会社Ridge-i 取締役(監査 等委員) 就任(現任) 2022年11月 ファイメクス株式会社 取締役 就任(現任)	(注) 4	
監査役	江本 卓也	1978年7月26日	2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入所 2016年7月 金融庁総務企画局(現企画市場 局) 企業開示課 出向 2019年9月 江本公認会計士事務所 設立(現任) 2019年11月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 4	
計					1,600

- (注) 1. 取締役 渡辺尚武、阿南久は、社外取締役であります。
2. 監査役 信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年12月4日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
本書提出日現在における執行役員は次の1名です。

役職名	氏名
執行役員セールスグループ長	村田 実

6. 横治祐介氏は2024年5月9日付で代表取締役を解職し、取締役会長に就任いたしました。
また、2024年5月13日付で取締役を辞任しております。
7. 三ヶ尻秀樹氏は、2024年5月9日をもって、代表取締役に就任しました。

b. 当社は、2024年6月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が原案どおりに承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。また、同定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しております。

当該議案が原案どおりに承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	村田 実	1988年12月7日	2011年4月 2012年4月 2016年8月 2018年12月 2021年4月 2023年1月 2024年6月	株式会社ALL Japan Solution (現 株式会社アイ・イーグループ) 入社 株式会社DG コミュニケーションズ 入社 株式会社博報堂DYデジタル(現 株式会社Hakuhodo DY ONE) 入社 当社入社 執行役員営業部長 当社 執行役員新規事業室長 当社 執行役員セールスグループ長 当社 代表取締役 就任(現任)	(注)3	14,200
取締役	江頭 敬太	1985年5月9日	2009年4月 2012年5月 2013年1月 2013年10月 2018年8月 2020年4月 2024年6月	株式会社博報堂 入社 株式会社アイスタイル 入社 KLab Ventures株式会社(現 株式会社ANOBACA) 入社 株式会社IROYA設立 代表取締役 就任 株式会社MONOPOS(旧 株式会社凸版印刷グループ) 代表取締役 就任 株式会社ANON設立 代表取締役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	
取締役	小沼 忠國	1984年7月23日	2007年4月 2015年2月 2019年4月 2024年6月	株式会社ヴィンキュラム ジャパン (現 株式会社ヴィンクス) 入社 株式会社UK Holdings 設立 代表取締役 就任(現任) 株式会社NYX 設立 代表取締役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)	信原 寛子	1980年2月11日	2003年10月 2014年9月 2016年7月 2019年4月 2024年6月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 ソーラーフロンティア株式会社 入社 EY税理士法人 入所 当社 監査役 就任 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	齊藤 友紀	1979年10月22日	2007年11月 司法研修所 入所 2008年12月 阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 2009年9月 TOMO法律事務所 開業 2016年9月 株式会社Preferred Networks 入社 2018年11月 株式会社メルカリ 入社 2019年2月 株式会社博報堂DYホールディン グス フェロー 就任 2019年4月 当社 監査役 就任 2019年7月 株式会社アーリーワークス 監査役就任 2019年12月 法律事務所LAB-01 設立 代表 就任(現任) 2021年6月 株式会社スカイマティクス 監査役就任 2022年5月 Cohn株式会社 設立 代表取締役 就任(現任) 2022年5月 株式会社Ridge-i 取締役(監査 等委員) 就任(現任) 2022年11月 ファイメクス株式会社 取締役 就任 2024年6月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	江本 卓也	1978年7月26日	2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人) 入所 2016年7月 金融庁総務企画局(現 企画市場 局) 企業開示課 出向 2019年11月 江本公認会計士事務所 設立(現 任) 2019年11月 当社 監査役 就任 2024年6月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	
					14,200

- (注) 1. 取締役 江頭敬太、小沼忠國は、社外取締役であります。
 2. 取締役(監査等委員) 信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は、社外取締役であります。
 3. 2024年6月28日開催予定の定時株主総会で選任され、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2024年6月28日開催予定の定時株主総会で選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在において、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、各社外取締役及び社外監査役は、経営陣に対して客観的かつ中立的な視点からの助言や監督を行うといった役割を果たしております。コーポレート・ガバナンスにおいても、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監視機能が重要であるとされており、社外監査役は取締役会に出席し、社外監査役は定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監視機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役及び社外監査役を選任する為の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たすことに加え、株式会社東京証券取引所が定める「独立性基準」を参考に経歴や当社との関係を踏まえ、判断しております。

社外取締役の渡辺尚武氏は、事業会社にてデジタルマーケティングの部門長を務め、顧客の声の分析や接点の強化などに関する深い知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただいております。渡辺尚武氏と当社の間には、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の阿南久氏は、消費者庁などの公的組織や複数の消費者関連団体のトップを歴任し、消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般の事項に深い知見を有して、それらを当社の経営に活かしていただいております。阿南久氏と当社の間には、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の信原寛子氏は、監査法人及び事業会社並びに税理士法人に勤務し、幅広い見識と豊富な経験を有

しており、同氏は当社の新株予約権65個（潜在株式3,250株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の齊藤友紀氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また事業会社にも在籍していることから、幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらを当社の経営に活かしていただいております。同氏は当社の新株予約権30個（潜在株式1,500株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の江本卓也氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただいております。同氏は当社の新株予約権30個（潜在株式1,500株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は、内部監査責任者及び内部監査担当者を任命し、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告しております。社外監査役は、代表取締役が専任した内部監査責任者より内部監査計画並びに内部監査、内部統制の運用状況、監査役監査及び会計監査の結果について適宜報告を受けております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて当社の業務全般について常勤監査役を中心として計画的かつ効果的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役との意見交換、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。

また、「(3) 監査の状況」に記載の通り、内部監査責任者、監査役及び会計監査人は定期的に会合を実施することで、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。

常勤監査役信原寛子氏は、監査法人及び事業会社並びに税理士法人に勤務し、幅広い見識と豊富な経験を有しております。監査役齊藤友紀氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また事業会社にも在籍していることから幅広い見識と豊富な経験を有しております。また、社外監査役江本卓也氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、取締役会への出席のほか代表取締役との意見交換会を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、常勤の監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議への出席、内部監査への同席や重要な決裁書類等の閲覧、並びに取締役等及び監査役との意思疎通・情報交換や内部監査責任者及び監査法人との情報交換等の活動をしており、監査機能の向上を図っております。

最近事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
信原 寛子	14	14
齊藤 友紀	14	14
江本 卓也	14	14

監査役会における具体的な検討内容としては、監査方針及び計画、ガバナンスや内部統制の整備・運用状況、コンプライアンスへの対応状況及び監査法人による会計監査の相当性等になります。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査責任者が内部監査規程に基づき、各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、三様監査（監査役、会計監査人、内部監査担当）間での情報交換・連携、並びに社外取締役とも密に連携を行い、リスク認識の共有化を図っております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部監査結果及び是正状況については、部門長にフィードバックし、改善状況を定期的にモニタリングするとともに、代表取締役や監査役にも報告し、情報共有を図っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

オリエン特監査法人

b 継続監査期間

1年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員 公認会計士 神戸宏明氏

指定社員 公認会計士 吉田岳仙氏

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	5名
その他	0名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、当社の業務内容に対応して効率的かつ効果的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査計画、具体的な監査実施要領及び監査費用が合理的かつ妥当であること、過去の監査実績等により総合的に判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会が当該会計監査人と定期的に緊密なコミュニケーションを図っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

g 監査法人の異動

当社は、2023年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり会計監査人の選任を決議いたしました。

第22期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）東邦監査法人

第23期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）オリエント監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は、次のとおりであります。

イ 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

オリエント監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

東邦監査法人

ロ 当該異動の年月日

2023年6月27日（第22期定時株主総会開催日）

ハ 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2020年12月4日

ニ 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

ホ 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である東邦監査法人は、2023年6月27日開催予定の第22期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、現在の監査品質を維持しつつ当社の企業規模に応じた機動的な監査が期待できることに加えて、監査報酬等について総合的に勘案し、新たにオリエント監査法人を会計監査人として選任するものであります。

- へ 上記ホの理由及び経緯に対する意見
退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000		16,000	

- b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社として監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、策定しておりませんが、監査法人より提示された見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

基本方針

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定しております。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証しております。
- ・ 社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとします。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を検証します。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社における各割り当て対象者の役位・貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案のうえ、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式の支給割合は決定しておりませんが、概ね、基本報酬が8～9割程度となる見込みです。非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

業績連動報酬等はありません。

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2021年6月30日開催の第20回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記の取締役の報酬限度額の範囲内で年額40百万円以内とし、当社が発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年25,000株以内とすること、譲渡制限期間は取締役会で別途定めることとし、取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、譲渡制限付株式を無償取得すること、取締役が、譲渡制限期間中、継続して当該地位にあったことを条件として譲渡制限を全部解除すること、取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当該地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること等につき決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、同じく2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

役員の報酬等については、2024年6月28日開催予定の定時株主総会に役員報酬の議案（決議事項）を付議しており、その議題概要は次のとおりであります。

本制度の詳細については、当社ホームページに掲載の第23期定時株主総会招集ご通知（<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS04737/6d97141c/0a80/47d6/9125/23e099071367/140120240603518893.pdf>）をご参照ください。

<2024年6月28日開催（予定）定時株主総会議案>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、「第23期 定時株主総会招集ご通知」37頁から38頁に記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役2名）となります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等」に基づき決定いたします。

く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、同額の年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、当該報酬額の枠内で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して支給される報酬額を年額40百万円以内とご承認いただいております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の枠内にて、従来どおり年額40百万円以内といたします。なお、本議案は監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その報酬の内容は、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度と同一の制度であり、また、独立社外役員に説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議したものであることから、相当なものであると判断しております。

本譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、当社が、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、上記譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役にその全額を現物出資財産として給付させることにより、対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度です。譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当社取締役会で決定することとします。

また、当社は、2021年5月27日開催の当社取締役会において役員報酬体系の基本方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は1名となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において承認をいただいた年額200百万円以内および年25,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役を支給する報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役にその具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。また、委任した権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるように、取締役会で基本報酬の総額を決議し、上記委任を受けた代表取締役は、決議された総額の範囲内で、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、各取締役の付与数を取締役会で決定しております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を考慮して決定されたことを確認したことから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	29,030	27,012	2,018	2
監査役 (社外監査役を除く。)				
社外取締役	4,800	4,800		2
社外監査役	10,800	10,800		3
合計	44,630	42,612	2,018	7

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、中長期的な観点で、取引の性質や規模等に加え、保有に伴う便益やリスクなどを定性、定量両面から検証し、株式保有の必要性を判断しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	1,653

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式はすべて非上場株式であるため、記載しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、オリエント監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第22期事業年度 東邦監査法人

第23期事業年度 オリエント監査法人

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種団体が主催する研修・セミナーへの参加や、専門誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 415,341	1 322,321
売掛金及び契約資産	3 111,682	3 75,855
仕掛品	4 2,081	4 1,130
前払費用	19,680	15,026
未収入金	365	24
その他	196	247
流動資産合計	549,348	414,605
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		1,328
工具、器具及び備品（純額）	497	465
有形固定資産合計	5 497	5 1,794
投資その他の資産		
投資有価証券	6	
出資金	40	40
差入保証金	8,305	8,008
投資その他の資産合計	8,352	8,048
固定資産合計	8,849	9,843
資産合計	558,198	424,449

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,151	38,366
短期借入金	2 5,000	2 5,000
1年内返済予定の長期借入金	1 36,600	1 34,672
未払金	13,095	8,480
未払費用	24,422	22,031
未払法人税等	4,611	3,995
未払消費税等	14,163	3,624
預り金	2,291	3,941
前受収益	102,123	161,416
受注損失引当金	3,248	1,413
流動負債合計	231,707	282,942
固定負債		
長期借入金	1 169,846	135,174
退職給付引当金	3,144	2,295
固定負債合計	172,990	137,469
負債合計	404,698	420,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	652,414	652,614
資本剰余金		
資本準備金	582,414	582,614
資本剰余金合計	582,414	582,614
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,081,329	1,231,192
利益剰余金合計	1,081,329	1,231,192
株主資本合計	153,500	4,036
純資産合計	153,500	4,036
負債純資産合計	558,198	424,449

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
売上高	1 647,183	1 610,779
売上原価	351,944	409,344
売上総利益	295,239	201,434
販売費及び一般管理費	2, 3 547,807	2, 3 349,867
営業損失()	252,567	148,433
営業外収益		
受取利息	5	4
受取配当金	0	1
助成金収入		878
還付消費税等	13,271	244
その他	240	13
営業外収益合計	13,518	1,141
営業外費用		
支払利息	2,379	3,267
株式報酬費用	1,005	
営業外費用合計	3,385	3,267
経常損失()	242,434	150,559
特別利益		
投資有価証券売却益		1,647
特別利益合計		1,647
特別損失		
減損損失	4 25,942	
投資有価証券評価損	21,043	
本社移転費用	5 5,980	
特別損失合計	52,966	
税引前当期純損失()	295,400	148,912
法人税、住民税及び事業税	951	950
法人税等合計	951	950
当期純損失()	296,351	149,863

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	9,557	1.9	15,253	3.3
労務費		129,951	25.9	86,214	18.6
経費		363,136	72.2	361,436	78.1
当期総製造費用		502,644	100.0	462,903	100.0
仕掛品期首棚卸高		5,729		2,081	
合計		508,374		464,985	
仕掛品期末棚卸高		2,081		1,130	
他勘定振替高	2	157,597		52,674	
合計		348,695		411,179	
受注損失引当金繰入額		3,248		1,834	
当期売上原価		351,944		409,344	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
外注費(千円)	291,481	272,481
通信費(千円)	71,654	88,954

2 他勘定振替高の主な内訳は、研究開発費であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	647,844	577,844	577,844	784,977	784,977	440,711	440,711
当期変動額							
新株の発行	4,570	4,570	4,570			9,140	9,140
当期純損失()				296,351	296,351	296,351	296,351
当期変動額合計	4,570	4,570	4,570	296,351	296,351	287,211	287,211
当期末残高	652,414	582,414	582,414	1,081,329	1,081,329	153,500	153,500

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	652,414	582,414	582,414	1,081,329	1,081,329	153,500	153,500
当期変動額							
新株の発行	200	200	200			400	400
当期純損失()				149,863	149,863	149,863	149,863
当期変動額合計	200	200	200	149,863	149,863	149,463	149,463
当期末残高	652,614	582,614	582,614	1,231,192	1,231,192	4,036	4,036

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	295,400	148,912
減価償却費	13,290	342
長期前払費用償却額	138	
減損損失	25,942	
本社移転費用	5,980	
投資有価証券評価損益 (は益)	21,043	
受注損失引当金の増減額 (は減少)	3,248	1,834
退職給付引当金の増減額 (は減少)	57	848
受取利息及び受取配当金	6	5
助成金収入		878
支払利息	2,379	3,267
投資有価証券売却損益 (は益)		1,647
売上債権及び契約資産の増減額 (は増加)	43,012	35,827
棚卸資産の増減額 (は増加)	3,648	950
前払費用の増減額 (は増加)	2,282	4,751
仕入債務の増減額 (は減少)	4,566	12,215
前受収益の増減額 (は減少)	81,148	59,292
未払費用の増減額 (は減少)	5,904	2,392
未払金の増減額 (は減少)	11,595	4,614
未払消費税等の増減額 (は減少)	51,802	10,538
その他	5,930	392
小計	57,567	54,632
利息及び配当金の受取額	6	4
利息の支払額	2,356	3,363
本社移転費用の支払額	5,036	
法人税等の支払額		882
法人税等の還付額	10,654	
助成金の受取額		878
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,299	57,994
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,420	1,638
投資有価証券の売却による収入		1,554
無形固定資産の取得による支出	8,493	
差入保証金の差入による支出	7,305	1,050
差入保証金の回収による収入		2,308
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,219	1,174
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	2,088	
長期借入金の返済による支出	34,344	36,600
株式の発行による収入	5,080	400
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,352	36,200
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	104,870	93,020
現金及び現金同等物の期首残高	516,173	411,302
現金及び現金同等物の期末残高	411,302	318,282

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、第21期（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。当社では、不採算事業・案件のテコ入れやマーケット開拓に向けた各種施策、コストマネジメント施策が遅滞したことに加えて、中長期的に安定的なビジネスモデルを目指すため、売上構成をフロー型からストック型へ重点移行したことによる影響であると認識しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、経営リソース/体制/コスト構造改善による選択と集中を実行し、不採算案件対策による既存事業の収益化、SRM Design Labの積極推進により黒字化に向けた戦略を実行するとともにAI領域を含む成長事業への投資を確保してまいります。

また、2024年5月13日付で当社の元代表であり、創業者である横治祐介氏が取締役を辞任しておりますが、当該取締役の辞任後においても、法令及び定款に定める取締役の員数を満たしております。従前から施策につき全経営陣で共同して取り組んでいるため、横治氏辞任後における体制および下記施策の遂行についても大きな影響はないものと考えております。

成長戦略としては、既存不採算案件の収益化および撤退、Discoveriez事業の新規案件獲得、SRM Design LabおよびAI領域を推進してまいります。

- ・ 既存不採算案件対策の遂行（課金体制の見直し・プランの精査・撤退、他部門活用/利用シーン拡大促進（クロスセル）など）
- ・ 売上構成をフロー型からストック型へ徹底的に移行（サービス体系の変更）
- ・ パートナーとの共創によるSRM Design Labの推進、収益化
- ・ 新規事業領域のSRM Design Labへの集約・推進、AI領域での成長促進、収益化

また、赤字事業を中心に引き続き、選択と集中を行い、コストマネジメントを実行してまいります。

- ・ 成長戦略実現に向けた赤字サービスの停止・撤退、人材の拡充・確保、スキルアップ
- ・ オペレーション効率化、原価管理の強化（受発注～納品、既存顧客サポート、業務フロー改善、原価管理）
- ・ 利用シーン拡大に向けたマーケティング施策の強化、継続、パートナーとの連携推進、事業提携加速
- ・ 既存事業の収益化による成長事業への投資・実践、収益に貢献する機能改善・研究開発の実施

資金面では、金融機関との特殊当座借越契約、及び当事業年度末において322,321千円の現金及び預金を保有しており、金融機関とは緊密に連携・情報交換を行うなど、良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、現時点においてこれらの対応策は実施途上であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、工具、器具及び備品は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

3 引当金の計上基準

退職給付引当金

当社は、退職給付引当金の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

・クラウド事業、オンプレ事業

フロー収益

主に導入料（環境設定料、初期設定、外部連携作業）による収益のことをいいます。

環境設定料は納品と検収時点に重要な相違はなく、納品した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されと考えられます。そのため、納品・検収時点で当該収益を認識しております。

初期設定、外部連携作業による収益は一定の期間にわたり充足される履行義務で、概ね、納品後、1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。これは、通常、当社が顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を受取る強制力のある権利を有していると考えられます。当社は、案件について、将来の発生原価を合理的に見積ってプロジェクトの採算管理を実施しており、労働時間等の集計から算定した既発生コストと見積総コストとの比率で進捗度を見積ることが可能です。そのため、一定の期間にわたってフロー収益を認識しております。ただし、工期がごく短く、かつ、金額が重要でない場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

ストック収益

ライセンス（使用許諾権）料等のサービス提供によるランニング収益のことをいいます。サービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り、契約に定められた金額を各月の収益として認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
現金及び預金	2,019 千円	2,019 千円
計	2,019	2,019

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	2,328	400
長期借入金	400	
計	2,728	400

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	50,000 千円	50,000 千円
借入実行残高	5,000	5,000
差引額	45,000	45,000

- 3 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

4 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。受注損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
仕掛品	468千円	1,034千円

5 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,781千円	9,122千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	70,389 千円	44,630 千円
給料手当	120,972	99,537
退職給付費用	753	923
研究開発費	152,850	52,674
減価償却費	13,290	342
おおよその割合		
販売費	23.1 %	25.7 %
一般管理費	76.9	74.3

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費は、該当ありません。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
一般管理費	152,850千円	52,674千円

4 減損損失

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失金額
本社	事業用資産	建物附属設備	3,420千円
		ソフトウェア	17,677千円
		ソフトウェア仮勘定	4,845千円

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

なお、当社が事業を展開する顧客対応DX領域のクラウド市場については、今後大きな伸びが期待できるものの、経済的残存使用年数内においては、収益が見込めず回収が難しいと判断いたしました。

したがって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

5 本社移転費用

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社の本社移転費用であり、その内容は、什器入替及び移転作業費用等であります。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,179,650	33,700	467	4,212,883

(変動事由の概要)

- 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
 新株予約権の行使による増加 23,700株
 譲渡制限付株式報酬による増加 10,000株
- 普通株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。
 自己株式の消却による減少 467株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		467	467	

(変動事由の概要)

- 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
 譲渡制限付株式報酬制度における無償取得 467株
- 普通株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。
 自己株式の消却による減少 467株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,212,883	2,000	267	4,214,616

(変動事由の概要)

- 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の行使による増加 2,000株
- 普通株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。
自己株式の消却による減少 267株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		267	267	

(変動事由の概要)

- 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
譲渡制限付株式報酬制度における無償取得 267株
- 普通株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。
自己株式の消却による減少 267株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
現金及び預金	415,341千円	322,321千円
預入期間が3か月を 超える定期預金等	4,039	4,039
現金及び現金同等物	411,302	318,282

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づき、必要な資金を自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっておりますが、外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主に運転資金として銀行等金融機関から資金を調達しており、このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

為替変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（ 1 ）	206,446	209,625	3,179
負債計	206,446	209,625	3,179

（ 1 ）1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（ 1 ）	169,846	171,526	1,680
負債計	169,846	171,526	1,680

（ 1 ）1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

（注1） 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (2023年3月31日) (千円)	当事業年度 (2024年3月31日) (千円)
非上場株式	6	

（注2） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)
現金及び預金	415,341	
売掛金及び契約資産	111,682	
合計	527,024	

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)
現金及び預金	322,321	
売掛金及び契約資産	75,855	
合計	398,176	

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,600	34,672	32,142	29,612	22,980	50,440
合計	36,600	34,672	32,142	29,612	22,980	50,440

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,672	32,142	29,612	22,980	22,980	27,460
合計	34,672	32,142	29,612	22,980	22,980	27,460

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		209,625		209,625
負債計		209,625		209,625

当事業年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		171,526		171,526
負債計		171,526		171,526

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式(貸借対照表計上額6千円)については、市場価格がないため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,653	1,647	
合計	1,653	1,647	

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

有価証券について21,043千円(その他有価証券の株式21,043千円)減損処理を行っております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤続期間に基づいた一時金を支給します。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	3,086	3,144
退職給付費用	753	923
退職給付の支払額	695	1,772
退職給付引当金の期末残高	3,144	2,295

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	前事業年度 (2023年 3月31日)	当事業年度 (2024年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,144	2,295
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,144	2,295
退職給付引当金	3,144	2,295
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,144	2,295

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 753千円 当事業年度 923千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年3月29日に普通株式1株につき40株、2020年12月22日に普通株式1株につき50株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月27日	2019年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2 当社従業員12	当社従業員6 外部協力者1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式72,000	普通株式31,500
付与日	2018年7月12日	2019年4月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年7月12日～2028年6月18日	2021年4月5日～2029年3月14日

	第3回-1新株予約権	第3回-2新株予約権	第3回-3新株予約権
決議年月日	2019年6月14日	2019年12月18日	2020年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2	当社従業員 1	当社従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,500	普通株式 6,750	普通株式 43,250
付与日	2019年6月28日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。		
対象勤務期間	期間の定めはありません。		
権利行使期間	2021年6月28日～ 2029年6月13日	2021年12月18日～ 2029年12月17日	2022年3月19日～ 2030年3月18日

	第4回-1 新株予約権	第4回-2 新株予約権	第4回-3 新株予約権
決議年月日	2019年9月18日	2019年12月18日	2020年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2	当社取締役 1	当社取締役 1 当社監査役 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 21,000	普通株式 34,250	普通株式 44,750
付与日	2019年10月1日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。		
対象勤務期間	期間の定めはありません。		
権利行使期間	2021年10月1日～ 2029年9月17日	2021年12月18日～ 2029年12月17日	2022年3月19日～ 2030年3月18日

	第5回-1 新株予約権	第5回-2 新株予約権
決議年月日	2020年7月16日	2020年11月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6	当社従業員 11
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 117,600	普通株式 32,250
付与日	2020年7月16日	2020年11月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	
権利行使期間	2022年7月16日～ 2030年7月15日	2022年11月12日～ 2030年11月11日

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年11月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6 社外協力者 6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 16,250
付与日	2020年11月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年11月12日～ 2030年11月11日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月27日	2019年3月26日
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	14,000	26,150
権利確定		
権利行使	2,000	
失効	4,000	1,000
未行使残	8,000	25,150

	第3回-1新株予約権	第3回-2新株予約権	第3回-3新株予約権
決議年月日	2019年6月14日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

	第4回-1 新株予約権	第4回-2 新株予約権	第4回-3 新株予約権
決議年月日	2019年9月18日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	4,750	34,250	44,750
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	4,750	34,250	44,750

	第5回-1 新株予約権	第5回-2 新株予約権
決議年月日	2020年7月16日	2020年11月12日
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	83,400	7,500
権利確定		
権利行使		
失効	1,250	2,500
未行使残	82,150	5,000

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年11月12日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	13,000
権利確定	
権利行使	
失効	1,000
未行使残	12,000

単価情報

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月27日	2019年3月26日
権利行使価格(円)	200	200
行使時平均株価(円)	330	
付与日における公正な評価単価(円)		

会社名	第3回-1新株予約権	第3回-2新株予約権	第3回-3新株予約権
決議年月日	2019年6月14日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利行使価格(円)	400	400	400
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	第4回-1新株予約権	第4回-2新株予約権	第4回-3新株予約権
決議年月日	2019年9月18日	2019年12月18日	2020年3月19日
権利行使価格(円)	400	400	400
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	第5回-1新株予約権	第5回-2新株予約権
決議年月日	2020年7月16日	2020年11月12日
権利行使価格(円)	400	400
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

会社名	第6回新株予約権
決議年月日	2020年11月12日
権利行使価格(円)	440
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となる当社株式の評価方法は、類似業種比準方式及びDCF方式により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

4,309千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

260千円

6. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2021年事前交付型	2022年事前交付型
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 4名 当社従業員 1名	当社取締役(社外取締役を除く) 1名 当社従業員 1名
当事業年度において計上した費用の額とその名称	販売費及び一般管理費 1,369千円	販売費及び一般管理費 2,030千円
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 8,000株	普通株式 10,000株
付与日	2021年8月13日	2022年8月12日
譲渡制限期間	2021年8月13日から2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間	2022年8月12日から2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間
権利確定条件	本譲渡制限期間中(2021年8月13日から2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間)、継続して当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にいることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において割当対象者が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限期間を解除する。ただし、割当対象者が本譲渡制限期間中に当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位を喪失した場合、本譲渡制限期間の満了時において、2021年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を24で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本株式につき、本譲渡制限を解除する。	本譲渡制限期間中(2022年8月12日から2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間)、継続して当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にいることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において割当対象者が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限期間を解除する。ただし、割当対象者が本譲渡制限期間中に当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位を喪失した場合、本譲渡制限期間の満了時において、2022年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を24で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本株式につき、本譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価単価	1,370円	406円

(注) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2021年事前交付型	2022年事前交付型
譲渡制限解除前(株)		
前事業年度末	5,067	10,000
付与		
無償取得	267	
譲渡制限解除		
未解除残	4,800	10,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,121 千円	932 千円
売上高加算調整額	4,996	4,996
退職給付引当金	962	703
受注損失引当金	994	432
減価償却超過額	30,551	19,792
敷金償却	1,764	106
投資有価証券評価損	10,737	6,108
譲渡制限付株式報酬	2,008	3,049
税務上の繰越欠損金 (注) 2	297,748	359,594
その他	445	208
繰延税金資産小計	351,332	395,924
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	297,748	359,594
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53,583	36,330
評価性引当額小計 (注) 1	351,332	395,924
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
未収事業税		
その他		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産の純額		

- (注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)				47,064		250,684	297,748
評価性引当額				47,064		250,684	297,748
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			47,064		33,398	279,132	359,594
評価性引当額			47,064		33,398	279,132	359,594
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ステークホルダーDX プラットフォーム事業			
	クラウドサービス	オンプレサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	175,106	34,114	28,834	238,054
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	320,923	88,205		409,129
顧客との契約から生じる収益	496,030	122,319	28,834	647,183
その他の収益				
外部顧客への売上高	496,030	122,319	28,834	647,183

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ステークホルダーDX プラットフォーム事業			
	クラウドサービス	オンプレサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	162,251	13,051	60,674	235,978
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	295,801	78,999		374,801
顧客との契約から生じる収益	458,053	92,051	60,674	610,779
その他の収益				
外部顧客への売上高	458,053	92,051	60,674	610,779

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	147,025	110,679
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	110,679	75,855
契約資産（期首残高）	7,670	1,002
契約資産（期末残高）	1,002	
契約負債（期首残高）	20,975	102,123
契約負債（期末残高）	102,123	161,416

契約負債は主にライセンス料等に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20,975千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、102,123千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、124,559千円であります。当該履行義務は、クラウド事業におけるストック収益に関するものであり、期末日後1年以内に約25%、残り約75%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、107,112千円であります。当該履行義務は、クラウド事業におけるストック収益に関するものであり、期末日後1年以内に約34%、残り約66%がその後3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への売上高
クラウド事業	496,030
オンプレ事業	122,319
その他	28,834
合計	647,183

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本トータルテレマーケティング株式会社	80,745	ステークホルダーDXプラットフォーム事業

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への売上高
クラウド事業	458,053
オンプレ事業	92,051
その他	60,674
合計	610,779

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 役員	横治 祐介			当社 代表取締役	(被所有) 直接 35.4	担保の受入 (注1)	当社の借入金 に対する 自宅の担保 提供	60,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、銀行からの借入金に対して、代表取締役横治祐介より自宅の担保提供を受けております。また、取引金額については資金の借入額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 役員	横治 祐介			当社 代表取締役	(被所有) 直接 35.4	担保の受入 (注1)	当社の借入金 に対する 自宅の担保 提供	60,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、銀行からの借入金に対して、代表取締役横治祐介より自宅の担保提供を受けております。また、取引金額については資金の借入額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注2) 代表取締役横治祐介は2024年5月9日付で代表取締役を解職し、取締役会長に就任いたしました。また、2024年5月13日付で取締役を辞任しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	36.44円	0.96円
1株当たり当期純損失()	70.76円	35.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失()(千円)	296,351	149,863
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	296,351	149,863
普通株式の期中平均株式数(株)	4,187,956	4,212,634
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	8,145	1,407		9,552	8,223	78	1,328
工具、器具及び備品	1,134	231		1,366	899	263	465
有形固定資産計	9,279	1,638		10,918	9,122	342	1,794
無形固定資産							
ソフトウェア	21,856			21,856	21,856		
無形固定資産計	21,856			21,856	21,856		

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,000	5,000	1.1	
1年以内に返済予定の長期借入金	36,600	34,672	1.2	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	169,846	135,174	0.9	2025年～ 2030年
合計	211,446	174,846		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	32,142	29,612	22,980	22,980

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
受注損失引当金	3,248	1,413	3,248		1,413

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	318,282
定期預金	4,039
合計	322,321

ロ. 売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
BIPROGY株式会社	19,340
株式会社ゼンショーホールディングス	10,957
ペットライン株式会社	6,692
株式会社ネットワーク応用技術研究所	4,895
株式会社ソフマップ	2,860
その他	31,109
合計	75,855

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
111,682	525,734	561,561	75,855	88.1	65.3

ハ. 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア	1,130
合計	1,130

流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
Kore.ai Japan 合同会社	15,290
JIG-SAW株式会社	8,078
株式会社UK Holdings	5,060
V-NEXT JAPAN株式会社	2,306
Luvina Software JSC	1,750
その他	5,881
計	38,366

ロ. 前受収益

区分	金額(千円)
サービス提供に係る前受収益	161,416
計	161,416

ハ. 未払費用

区分	金額(千円)
給与	17,126
法定福利費	4,572
その他	332
計	22,031

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	135,255	259,333	467,217	610,779
税引前四半期 (当期)純損失 () (千円)	39,461	93,725	107,920	148,912
四半期(当期) 純損失 () (千円)	39,699	94,201	108,633	149,863
1株当たり四半期 (当期)純損失 () (円)	9.42	22.36	25.79	35.57

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失 () (円)	9.42	12.94	3.43	9.78

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.gnext.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定により請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日関東財務局長に提出。

第23期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月13日関東財務局長に提出。

第23期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を2024年5月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月25日

株式会社ジーネクスト
取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神戸 宏明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳仙

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーネクストの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーネクストの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度に営業損失148百万円及び当期純損失149百万円を計上しており、第21期事業年度（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっている。

また、2024年5月13日付で会社の元代表であり、創業者である横治祐介氏の取締役辞任により、主要な経営者の退任が発生している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、『継続企業の前提に関する重要な不確実性』に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような

重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーネクストの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジーネクストが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告

に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は16百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。